

一般社団法人 日本航空医療学会
令和4年度第1回評議員会 議事次第

日時：令和4年12月3日（土）16時30分～18時00分

場所：へるす出版事業部+web会議システム Zoom

【審議事項】

1. 庶務報告、令和3年度事業報告【中川事務所長】 資料1-1、1-2
2. 令和3年度収支決算【中川事務所長】 資料2
3. 令和4年度事業計画、令和4年度収支予算【中川事務所長】 資料3-1、3-2
4. 定款・定款施行細則の変更について【猪口理事長】 資料4-1、4-2、4-3、4a
5. 第31回総会会長の選出について【猪口理事長】 資料5
6. 名誉功労会員の推戴について【猪口理事長】
7. その他

【報告事項】

1. 委員会活動報告について
 - 1) 利益相反委員会【益子監事】 報告資料1-1
 - 2) 評議員選出委員会【荻野理事】 報告資料1-2
 - 3) 会則改正委員会【高山理事】 報告資料1-3
 - 4) 安全管理委員会【北村理事】 報告資料1-4
 - 5) 編集委員会【北村理事】 報告資料1-5
 - 6) 認定制度委員会【坂本理事】 報告資料1-6
 - 7) ドクターヘリ研修委員会【早川理事】 報告資料1-7
 - 8) フライトナース委員会【坂田理事・藤尾委員】 報告資料1-8
 - 9) 広報委員会【今理事】 報告資料1-9
 - 10) ドクターヘリ調査・検証委員会【猪口理事長】 報告資料1-10、報告資料3
 - 11) ドクターヘリ運航関係従事者委員会【横田理事】 報告資料1-11
 - 12) ドクターヘリによる広域救急医療体制の構築に関する委員会【小濱監事】 報告資料1-12
 - 13) ドクターヘリの災害時のあり方検討委員会【早川理事】 報告資料1-13
 - 14) 夜間飛行に関する委員会(仮)【早川理事】 報告資料1-14
 - 15) 固定翼機による救急搬送検討委員会【荻野理事】 報告資料1-15
2. ドクターヘリ連絡調整協議会及び委員会について【猪口理事長・北村理事】 報告資料2
3. 厚生労働省、令和3年度ドクターヘリ従事者研修報告について【早川理事】 報告資料4
4. 厚生労働省、ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業について【猪口理事長】 報告資料5
5. 総会開催について
 - 1) 第29回日本航空医療学会総会報告【小林会長】
 - 2) 第30回日本航空医療学会総会報告【齋藤次期会長】 報告資料6-2
6. その他について
 - 1) 厚生労働省、ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業について 報告資料7
 - 2) 都道府県ごとの基地病院名・施設番号の一覧【猪口理事長】 報告資料8
 - 3) 非選挙理事(消防関係者)について【猪口理事長】

令和3年度 庶務報告

一般社団法人 日本航空医療学会

日本航空医療学会役員数

	令和4年9月現在	(参考 令和3年9月)
理事長	1名	1名
監事	2名	2名
理事	11名	11名
評議員	132名	132名

日本航空医療学会会員数

	令和4年9月現在	(参考 令和3年9月)
賛助会員	23社(±0)	23社
正会員	<u>1,361名</u> (+43) 医師 799名 看護師 421名 運航関係者 45名(操縦士 11名、整備士 12名、CS22名) 消防関係者 35名 運航各社営業職 7名 その他 54名	<u>1,318名</u> 医師 753名 看護師 429名 運航関係者 47名(操縦士 13名、整備士 12名、CS22名) 消防関係者 23名 運航各社営業職 8名 その他 58名
名誉・功労会員	8名(-1)	9名
顧問	2名	2名
関係機関	21機関	21機関
物故会員	0名	1名
合計	1,415(+42)	1,373

会費納入状況(会費納入が必要な会員 1,384名)

会費完納者	1153名	83.3%
1年間滞納者	163名	11.8%
2年間滞納者	68名	4.9%

- ・令和4年7月に会費督促を行いました。
- ・定款第2章第11条第1項に基づき、2年滞納者68名が自然退会対象者となります。

令和4年9月30日現在

一般社団法人 日本航空医療学会

令和3年度 事業報告

(期間;令和3年10月1日~令和4年9月30日迄)

1. 総会の開催

「第28回 日本航空医療学会総会」

開催日:令和3年11月19日(金)~20日(土) 開催地:熊本(ハイブリット開催)

会長:高橋 毅 先生(国立病院機構 熊本医療センター 救急科)

2. 学会雑誌(日本航空医療学会学会雑誌)の発行

第22巻2号(抄録号):令和3年11月発刊、第22巻3号:令和3年12月発刊

第23巻1号:令和4年6月発刊

3. ドクターヘリ講習会、ドクターヘリ従事者研修の開催(全国開催)

- ・ドクターヘリ講習会・ドクターヘリ従事者研修(基礎コース)をウェブにて合計5回開催した。
- ・新ドクターヘリ講習会の試行コースを1回開催した。
- ・日本航空医療学会アドバンスコース・ドクターヘリ従事者研修(アドバンスコース)をウェブにて合計3回開催した。

4. 各種会議開催

1) 理事会 通常年2回 + 臨時2回開催

(令和3年11月18日、令和4年3月29日、令和4年7月8日、令和4年9月28日)

2) 評議員会 定時1回開催 (ハイブリット開催) 令和3年11月18日

3) 会員総会 定時1回開催 令和3年11月19日

4) ドクターヘリ連絡調整協議会 通常年1回(令和3年12月14日ウェブ開催)

5. 各種委員会活動

利益相反委員会、評議員選出委員会、会則改正委員会、安全管理委員会、編集委員会
認定制度委員会、ドクターヘリ研修委員会、フライトナース委員会、広報委員会
ドクターヘリ調査・検証委員会、ドクターヘリ運航関係従事者委員会、
ドクターヘリによる広域救急医療体制の構築に関する委員会
ドクターヘリの災害時のあり方検討委員会、夜間飛行に関する委員会(仮)、
固定翼機による救急搬送検討委員会

6. 認定制度

「認定指導者、認定施設」の審査、認定に関する活動

7. ドクターヘリ全国症例登録システム(JSAS-R)/ドクターヘリインシデント・アクシデント登録事業

ドクターヘリ全国症例登録システム(JSAS-R)及びドクターヘリインシデント・アクシデント登録事業

8. ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業

ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業

9. ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業

ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業

以上

決 算 報 告 書

（ 第 5 期 ）

自 令和 3 年 10 月 1 日
至 令和 4 年 9 月 30 日

一般社団法人 日本航空医療学会

東京都中野区中野二丁目2番3号
株式会社へるす出版内

貸 借 対 照 表

令和 4 年 9 月 30 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 30,931,124】	【流動負債】	【 344,984】
現金及び預金	30,631,124	未払金	217,066
未収入金	300,000	前受金	112,000
		預り金	15,918
		負債の部合計	344,984
		純資産の部	
		【株主資本】	【 30,586,140】
		(利益剰余金)	(30,586,140)
		繰越利益剰余金	30,586,140
		純資産の部合計	30,586,140
資産の部合計	30,931,124	負債及び純資産の部合計	30,931,124

一般社団法人 日本航空医療学会
令和3年度収支決算書

(合算;一般+認定制度+ドクターヘリ講習会+ドクターヘリ従事者研修+症例データ収集調査分析 会計)

令和3年10月1日～令和4年9月30日

		予算額	決算	差異	備考
(収入の部)	1. 一般	9,280,000	11,150,036	1,870,036	
	2. 認定制度事業収入	1,580,100	1,728,050	147,950	
	3. ドクターヘリ講習会収入	11,860,100	11,024,071	-836,029	
	4. ドクターヘリ従事者研修	2,030,000	1,703,616	-326,384	
	5. ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業	3,300,000	1,342,585	-1,957,415	
収入合計		28,050,200	26,948,358	-1,101,842	
(支出の部)	1. 一般	12,196,000	10,554,196	-1,641,804	
	2. 認定制度事業費	1,410,000	791,360	-618,640	
	3. ドクターヘリ講習会費	16,450,000	12,483,028	-3,966,972	
	4. ドクターヘリ従事者研修	2,030,000	1,703,611	-326,389	
	5. ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業	3,300,000	1,342,585	-1,957,415	
支出合計		35,386,000	26,874,780	-8,511,220	
経常利益		-7,335,800	73,578	7,409,378	
法人税・住民税等		70,000	70,000	0	
当期純利益		-7,405,800	3,578	7,409,378	
前年度繰越金		30,582,562	30,582,562	0	
当期繰越金額		-7,405,800	3,578	7,409,378	
次年度繰越金		23,176,762	30,586,140	7,409,378	

一般社団法人 日本航空医療学会
令和3年度収支決算書
(一般会計)

令和3年10月1日～令和4年9月30日

	予算額	決算	差異	備考
(収入の部)				
1. 年会費収入	9,150,000	11,012,000	1,862,000	
正会員	8,000,000	9,912,000	1,912,000	8千円/名
賛助会員	1,150,000	1,100,000	-50,000	5万円/社
2. その他収入	130,000	138,036	8,036	
雑誌広告収入	50,000	0	-50,000	雑誌広告費
雑誌販売	20,000	32,000	12,000	学会誌、定期購読
雑誌別刷り代収入	50,000	75,600	25,600	
雑収入	10,000	30,436	20,436	修了証再発行手数料、銀行利息等、
3. 寄附金収入	0	0	0	
収入合計	9,280,000	11,150,036	1,870,036	
(支出の部)				
1. 事業費	6,936,000	5,546,341	-1,389,659	
学術集会開催補助金	500,000	500,000	0	第28回総会・学術集会(高橋会長)
学術集会システム補助金	550,000	539,523	-10,477	
学会誌等発行費	4,190,000	4,025,856	-164,144	
1) 本学会雑誌製作費	3,600,000	3,437,208	-162,792	22巻2号～23巻1号
2) 本学会雑誌発送費	540,000	588,648	48,648	
3) 学会ニュース	50,000	0	-50,000	
理事会費	250,000	40,000	-210,000	年3回開催
1) 会議費	50,000	0	-50,000	
2) 旅費	200,000	40,000	-160,000	
各種委員会費	500,000	44,962	-455,038	
システム管理費	396,000	396,000	0	JSAS-R システム管理費
ホームページ改修費	550,000	0	-550,000	
2. 事務費	5,240,000	5,007,855	-232,145	
業務委託費	3,960,000	3,960,000	0	一般業務(月30万円×12ヵ月+消費税)
印刷費	300,000	156,068	-143,932	
消耗品費	150,000	160,131	10,131	封筒代、事務用品代
通信・運搬費	450,000	285,254	-164,746	郵送代・電話代等・Webシステム代等
支払手数料	20,000	7,803	-12,197	銀行振込手数料、残高証明代等
事務局交通費	50,000	68,323	18,323	
租税公課	5,000	11,500	6,500	理事登記による登録免許税
支払報酬	300,000	330,000	30,000	司法書士、税理士報酬
雑費	5,000	28,776	23,776	修了証再発行、饗庭先生弔電代
3. 予備費	20,000	0	-20,000	
支出合計	12,196,000	10,554,196	-1,641,804	
経常利益	-2,916,000	595,840	3,511,840	
法人税・住民税等	70,000	70,000	0	
当期純利益	-2,986,000	525,840	3,511,840	

一般社団法人 日本航空医療学会
令和3年度収支決算書
(認定制度 会計)

令和3年10月1日～令和4年9月30日

		予算額	決算	差異	備考
(収入の部)	1. 認定料収入	930,000	910,000	-20,000	
	新規認定料(個人)	780,000	760,000	-20,000	2万円/名
	新規認定料(施設)	150,000	150,000	0	5万円/名
	2. 申請料収入	300,000	333,000	33,000	
	認定申請料(個人)	250,000	303,000	53,000	5千円/名
	新規認定申請料(施設)	50,000	30,000	-20,000	1万円/施設
	3. 更新料収入	350,000	485,000	135,000	
	認定更新料(個人)	250,000	375,000	125,000	5千円/名
	認定更新料(施設)	100,000	110,000	10,000	1万円/施設
	4. その他収入	100	50	-50	
受取利息	100	50	-50		
収入合計		1,580,100	1,728,050	147,950	
(支出の部)	1. 事業費	490,000	136,200	-353,800	
	審査委員会	490,000	136,200	-353,800	
	1) 会場費	100,000	16,200	-83,800	TCフォーラムキャンセル料
	2) 旅費	250,000	0	-250,000	
	3) 審査料	140,000	120,000	-20,000	
	2. 事務費	720,000	655,160	-64,840	
	各種印刷費	400,000	350,444	-49,556	
	1) 認定証発行費	350,000	344,410	-5,590	
	2) 資料印刷代	50,000	6,034	-43,966	
	その他事務費	320,000	304,716	-15,284	
	1) 事務業務委託費	55,000	55,000	0	年間5万円＋消費税
	2) 送料	60,000	68,876	8,876	認定証・資料送付、切手代等
	3) 手数料	5,000	2,640	-2,360	振込手数料等
	4) 事務局旅費	0	0	0	
	5) 雑費	200,000	178,200	-21,800	バッジ、ワッペン
	3. 予備費	200,000	0	-200,000	
	支出合計		1,410,000	791,360	-618,640
経常利益		170,100	936,690	766,590	
法人税・住民税等		0	0	0	
当期純利益		170,100	936,690	766,590	

一般社団法人 日本航空医療学会
令和3年度収支決算書
(ドクターヘリ講習会 会計)

令和3年10月1日～令和4年9月30日

	予算額	決算	差異	備考
(収入の部)				
1. 受講料収入	8,060,000	7,224,000	-836,000	
講習会受講料	8,060,000	7,224,000	-836,000	ドクターヘリ講習会:2万8千円/名 アドバンスコース:5千円/名 ドクターヘリ講習会(新コース):2万8千円/名
2. 助成金収入	3,800,000	3,800,000	0	
日本損害保険協会助成金	3,500,000	3,500,000	0	年間350万円
ドクターヘリ分科会助成金	300,000	300,000	0	30万円
3. その他収入	100	71	-29	
意見交換会参加費	0	0	0	2千円/名
受取利息	100	71	-29	
収入合計	11,860,100	11,024,071	-836,029	
(支出の部)				
1. 事業費	15,260,000	11,556,524	-3,703,476	
講習会	15,260,000	11,556,524	-3,703,476	
1)ヘリコプター運搬費	990,000	0	-990,000	新コースの試行コースにおけるメラ代
2)機材費他	120,000	0	-120,000	会場付帯設備費
3)会議室借用費	540,000	76,320	-463,680	TCフォーラムキャンセル料
4)昼食代	200,000	10,875	-189,125	受講生+スタッフ分
5)テキスト代	1,300,000	1,111,000	-189,000	
6)旅費	800,000	13,900	-786,100	講師分
7)宿泊費	210,000	0	-210,000	
8)当日交通費	50,000	0	-50,000	
9)その他交通費	0	0	0	
10)講師講義代	1,700,000	938,849	-761,151	1コマ2万円+源泉税 (シミュレーション講義代を含む)
11)講習会管理補助費	450,000	0	-450,000	
12)オンラインシステム構築費	0	0	0	
13)オンライン研修委託費	2,000,000	2,347,400	347,400	
14)その他	6,900,000	7,058,180	158,180	新コースの試行コース運営費、 シミュレーター等の購入費、 eラーニング動画教材の作成費用
意見交換会関係支出	0	0	0	
1)会場費等	0	0	0	
2. 事務費	1,190,000	926,504	-263,496	
各種印刷費	150,000	61,128	-88,872	
1)修了証発行費	100,000	48,136	-51,864	
2)資料印刷代	50,000	12,992	-37,008	
その他事務費	1,040,000	865,376	-174,624	
1)事務業務委託費	880,000	770,000	-110,000	10万円×7回+税
2)通信・運搬費	50,000	57,452	7,452	郵送代等
3)事務局旅費・宿泊費	10,000	11,634	1,634	
4)雑費	100,000	26,290	-73,710	手数料、消耗品、手土産等
3. 予備費	0	0	0	
支出合計	16,450,000	12,483,028	-3,966,972	
経常利益	-4,589,900	-1,458,957	3,130,943	
法人税・住民税等	0	0	0	
当期純利益	-4,589,900	-1,458,957	3,130,943	

一般社団法人 日本航空医療学会
令和3年度収支決算書
(ドクターヘリ従事者研修 会計)

令和3年10月1日～令和4年9月30日

	予算額	決算	差異	備考	
(収入の部)	1. 受講料収入	750,000	860,000	110,000	
	講習会受講料	750,000	860,000	110,000	基礎コース1万円/名 アドバンスコース5,000円/名
	2. その他収入	1,280,000	843,616	-436,384	
	厚生労働省からの精算金	1,279,900	843,611	-436,289	
	受取利息	100	5	-95	
収入合計	2,030,000	1,703,616	-326,384		
(支出の部)	1. 諸謝金	350,000	312,903	-37,097	
	講師講義費	350,000	312,903	-37,097	シミュレーション講義費も含む
	シミュレーション講義費	0	0	0	
	2. 旅費	10,000	2,512	-7,488	
	講師事務局旅費	10,000	0	-10,000	
	宿泊費	0	0	0	
	当日交通費	0	2,512	2,512	
	委員会交通費①	0	0	0	
	委員会交通費②	0	0	0	
	3. 賃金	220,000	220,000	0	
	賃金	220,000	220,000	0	
	4. 庁費	1,450,000	1,168,196	-281,804	
	消耗品費	10,000	0	-10,000	名札用紙、事務用品、学会封筒等
	印刷製本費	330,000	388,504	58,504	
	1) 開催案内プログラム費	300,000	363,000	63,000	テキスト代
	2) 教材費	10,000	4,648	-5,352	印刷費
	3) 修了証費	20,000	20,856	856	
	借料及び損料	1,000,000	704,000	-296,000	
	1) ヘリコプター借用費	0	0	0	
	2) 機材費	0	0	0	
	3) 会議室借用費	0	0	0	
	4) 受講生バス借用費	0	0	0	
	5) 駐車場借用費	0	0	0	
	6) 委員会会場借用費	0	0	0	
	7) オンライン研修委託費	1,000,000	704,000	-296,000	オンライン費用
	会議費	110,000	75,692	-34,308	
	1) 当日お弁当費	5,000	3,532	-1,468	スタッフ分
	2) 当日飲食費	5,000	0	-5,000	スタッフ分
	3) 委員会お弁当費	0	0	0	
	4) 通信運搬費等	100,000	72,160	-27,840	宅急便、レターパック、切手、振込手数料
	支出合計	2,030,000	1,703,611	-326,389	
	経常利益	0	5	5	
法人税・住民税等	0	0	0		
当期純利益	0	5	5		

一般社団法人 日本航空医療学会
令和3年度収支決算書
(ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業 会計)

令和3年10月1日～令和4年9月30日

		予算額	決算	差異	備考
(収入の部)	1. 収入	3,300,000	1,342,585	-1,957,415	
	厚生労働省からの精算金	3,299,950	1,342,585	-1,957,365	
	受取利息	50	0	-50	
収入合計		3,300,000	1,342,585	-1,957,415	
(支出の部)	1. 諸謝金	500,000		-500,000	
	2. 旅費	700,000	0	-700,000	
	委員会交通費	600,000	0	-600,000	
	その他交通費	100,000	0	-100,000	
	3. 賃金	1,320,000	1,320,000	0	
	事務業務委託費	1,320,000	1,320,000	0	月10万円×12ヵ月+消費税
	4. 庁費	780,000	22,585	-757,415	
	消耗品費	200,000	0	-200,000	名札用紙、事務用品、学会封筒等
	印刷製本費	130,000	385	-129,615	
	印刷費	130,000	385	-129,615	
	借料及び損料	150,000	0	-150,000	
	委員会会場借用費	150,000	0	-150,000	
	会議費	300,000	22,200	-277,800	
	1) 委員会お弁当費	100,000	0	-100,000	
	2) 通信運搬費等	200,000	22,200	-177,800	宅急便、レターパック、切手、振込手数料
支出合計		3,300,000	1,342,585	-1,957,415	
経常利益		0	0	0	
法人税・住民税等		0	0	0	
当期純利益		0	0	0	

監査報告書


一般社団法人 日本航空医療学会


理事長 猪口 貞樹 殿

私ども監事は、一般社団法人日本航空医療学会の
令和4年9月30日に終了する第5期事業年度における貸借対照表、
損益計算書について監査を行った結果、適正な会計処理が行われて
いましたことを、ここにご報告致します。

令和4年11月16日

一般社団法人 日本航空医療学会

監事 小瀬 裕規 

監事 金子 邦子 

一般社団法人 日本航空医療学会

令和4年度 事業計画

（期間；令和4年10月1日～令和5年9月30日迄）

1. 学術集会の開催

「第29回 日本航空医療学会総会」

開催日：令和4年12月4日（日） 開催地：鳥取県（ウェブ開催）

会 長：小林 誠人 先生（鳥取県立中央病院 院長補佐・高次救急集中治療センター）

2. 学会雑誌（日本航空医療学会学会雑誌）の発行

第23巻2号（抄録号）：令和3年11月発刊、第23巻3号：令和3年12月発刊予定

第24巻1号 令和5年5月発刊予定

3. ドクターヘリ講習会、ドクターヘリ従事者研修の開催（全国開催）

・新ドクターヘリ講習会・ドクターヘリ従事者研修（基礎コース）を対面方式にて開催する予定。

・日本航空医療学会アドバンスコース・ドクターヘリ従事者研修（アドバンスコース）を対面方式にて開催する予定。

4. 各種会議開催

- 1) 理事会 通常 年2回 開催
- 2) 評議員会 定時 1回 開催
- 3) 会員総会 年 1回 開催
- 4) ドクターヘリ連絡調整協議会 通常年1回

5. 各種委員会活動

利益相反委員会、評議員選出委員会、会則改正委員会、安全管理委員会、編集委員会
認定制度委員会、ドクターヘリ研修委員会、フライトナース委員会、広報委員会
ドクターヘリ調査・検証委員会、ドクターヘリ運航関係従事者委員会、
ドクターヘリによる広域救急医療体制の構築に関する委員会、教育・研修制度改革委員会、
ドクターヘリの災害時のあり方検討委員会、夜間飛行に関する委員会（仮）、
固定翼機による救急搬送検討委員会

6. 認定制度

「認定指導者、認定施設」の審査、認定に関する活動

7. ドクターヘリ全国症例登録システム（JSAS-R）/ドクターヘリインシデント・アクシデント登録事業

ドクターヘリ全国症例登録システム（JSAS-R）及びドクターヘリインシデント・アクシデント登録事業

8. ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業

ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業

9. ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業

ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業

以上

日本航空医療学会
令和4年度予算

(合算;一般+認定制度+ドクターヘリ講習会+ドクターヘリ従事者研修+症例データ収集調査分析+ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業 会計)

令和4年10月1日～令和5年9月30日

		前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考
(収入の部)	1. 一般	9,280,000	11,150,036	9,290,000	
	2. 認定制度事業収入	1,580,100	1,728,050	1,965,100	
	3. ドクターヘリ講習会収入	11,860,100	10,724,071	9,650,100	
	4. ドクターヘリ従事者研修	2,030,000	1,703,616	2,367,302	
	5. ドクターヘリ症例データ 収集調査分析事業	3,300,000	1,342,585	3,300,000	
	6. ドクターカーの運用事例等 に関する調査研究事業	0	0	13,200,000	
収入合計		28,050,200	26,648,358	39,772,502	
(支出の部)	1. 一般	12,196,000	10,554,196	13,422,000	
	2. 認定制度事業費	1,410,000	791,360	1,390,000	
	3. ドクターヘリ講習会費	16,450,000	12,483,028	9,532,838	
	4. ドクターヘリ従事者研修	2,030,000	1,703,611	2,367,302	
	5. ドクターヘリ症例データ 収集調査分析事業	3,300,000	1,342,585	3,300,000	
	6. ドクターカーの運用事例等 に関する調査研究事業	0	0	13,200,000	
支出合計		35,386,000	26,874,780	43,212,140	
経常利益		-7,335,800	-226,422	-3,439,638	
法人税・住民税等		70,000	70,000	70,000	
当期純利益		-7,405,800	-296,422	-3,509,638	
前年度繰越金		30,582,562	30,582,562	30,286,140	
次年度繰越金		23,176,762	30,286,140	26,776,502	

日本航空医療学会
令和4年度予算
(一般会計)

令和4年10月1日～令和5年9月30日

		前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考	
(収入の部)	1. 年会費収入	9,150,000	11,012,000	9,150,000		
	正会員	8,000,000	9,912,000	8,000,000	8千円×1,000名	
	賛助会員	1,150,000	1,100,000	1,150,000	5万円×23社	
	2. その他収入	130,000	138,036	140,000		
	雑誌広告収入	50,000	0	10,000	雑誌広告費	
	雑誌販売	20,000	32,000	30,000	学会誌	
	雑誌別刷り代収入	50,000	75,600	70,000		
	雑収入	10,000	30,436	30,000	修了証再発行手数料、銀行利息等	
収入合計	9,280,000	11,150,036	9,290,000			
(支出の部)	1. 事業費	6,936,000	5,546,341	8,372,000		
	学術集会開催補助金	500,000	500,000	500,000	第29回総会・学術集会(小林会長)	
	学術集会システム補助金	550,000	539,523	100,000		
	学会誌等発行費	4,190,000	4,025,856	4,250,000		
	1) 本学会雑誌製作費	3,600,000	3,437,208	3,600,000	23巻2号～24巻1号:120万円×3号	
	2) 本学会雑誌発送費	540,000	588,648	600,000	20万円×3号分	
	3) 学会ニュース	50,000	0	50,000		
	理事会費	250,000	40,000	250,000	年3回開催	
	1) 会議費	50,000	0	50,000		
	2) 旅費	200,000	40,000	200,000		
	各種委員会費	500,000	44,962	500,000		
	システム管理費	396,000	396,000	792,000	ISAS-R システム管理費 3万円×12ヵ月+消費税 ホームページ管理費 3万円×12ヵ月+消費税	
	ホームページ改修費	550,000	0	1,980,000		
	2. 事務費	5,240,000	5,007,855	5,030,000		
	業務委託費	3,960,000	3,960,000	3,960,000	一般業務(月30万円×12ヵ月+消費税)	
	印刷費	300,000	156,068	200,000		
	消耗品費	150,000	160,131	150,000	封筒代、事務用品代等	
	通信・運搬費	450,000	285,254	350,000	郵送料代・電話代・Webシステム代等	
	支払手数料	20,000	7,803	20,000	銀行振込手数料、残高証明代等	
	事務局交通費	50,000	68,323	10,000		
	租税公課	5,000	11,500	5,000		
	支払報酬	300,000	330,000	300,000	税理士、司法書士報酬	
	雑費	5,000	28,776	35,000	倫理審査費用等	
	3. 予備費	20,000	0	20,000		
	支出合計	12,196,000	10,554,196	13,422,000		
	経常利益		-2,916,000	595,840	-4,132,000	
	法人税・住民税等		70,000	70,000	70,000	
	当期純利益		-2,986,000	525,840	-4,202,000	

日本航空医療学会
令和4年度予算
(認定制度 会計)

令和4年10月1日～令和5年9月30日

	前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考	
(収入の部)	1. 認定料収入(R2)	930,000	910,000	1,190,000	
	新規認定料(個人)	780,000	760,000	1,040,000	2万円×52名
	新規認定料(施設)	150,000	150,000	150,000	5万円×3施設
	2. 申請料収入(R3)	300,000	333,000	300,000	
	認定申請料(個人)	250,000	303,000	250,000	5千円×50名を予定
	新規認定申請料(施設)	50,000	30,000	50,000	1万円×5施設を予定
	3. 更新料収入(R3)	350,000	485,000	475,000	
	認定更新料(個人)	250,000	375,000	375,000	5千円×75名
	認定更新料(施設)	100,000	110,000	100,000	1万円×10施設
	4. その他収入	100	50	100	
受取利息	100	50	100		
収入合計	1,580,100	1,728,050	1,965,100		
(支出の部)	1. 事業費	490,000	136,200	470,000	
	審査委員会	490,000	136,200	470,000	
	1) 会場費	100,000	16,200	100,000	
	2) 旅費	250,000	0	250,000	
	3) 審査料	140,000	120,000	120,000	
	2. 事務費	720,000	655,160	720,000	
	各種印刷費	400,000	350,444	400,000	
	1) 認定証発行費	350,000	344,410	350,000	
	2) 資料印刷代	50,000	6,034	50,000	
	その他事務費	320,000	304,716	320,000	
	1) 事務業務委託費	55,000	55,000	55,000	年間5万円+消費税
	2) 送料	60,000	68,876	60,000	認定証・資料送付、切手代等
	3) 手数料	5,000	2,640	5,000	振込手数料等
	4) 事務局旅費	0	0	0	
	5) 雑費	200,000	178,200	200,000	バッジ、ワッペン
	3. 予備費	200,000	0	200,000	
	支出合計	1,410,000	791,360	1,390,000	
経常利益	170,100	936,690	575,100		
法人税・住民税等	0	0	0		
当期純利益	170,100	936,690	575,100		

日本航空医療学会
令和4年度予算
(ドクターヘリ講習会 会計)

令和4年10月1日～令和5年9月30日

		前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考
(収入の部)	1. 受講料収入	8,060,000	7,224,000	5,850,000	
	講習会受講料	8,060,000	7,224,000	5,850,000	ドクターヘリ講習会(新コース):2万8千円×40名×5回 アドバンスコース:5千円×50名×1回
	2. 助成金収入	3,800,000	3,500,000	3,800,000	
	日本損害保険協会助成金	3,500,000	3,500,000	3,500,000	年間350万円
	ドクターヘリ分科会助成金	300,000	0	300,000	
	3. その他収入	100	71	100	
	意見交換会参加費 受取利息	0 100	0 71	0 100	
収入合計	11,860,100	10,724,071	9,650,100		
(支出の部)	1. 事業費	15,260,000	11,556,524	8,572,838	
	講習会	15,260,000	11,556,524	8,572,838	
	1)ヘリコプター運搬費	990,000	0	1,500,000	MeTra代
	2)機材費他	120,000	0	250,000	会場付常設備費
	3)会議室借用費	540,000	76,320	1,075,000	
	4)昼食代	200,000	10,875	260,000	受講生+スタッフ分
	5)テキスト代	1,300,000	1,111,000	1,100,000	
	6)旅費	800,000	13,900	900,000	講師分
	7)宿泊費	210,000	0	500,000	講師分
	8)当日交通費	50,000	0	50,000	スタッフその他移動代
	9)講師講義代	1,700,000	938,849	1,937,838	1コマ2万円+源泉税
	10)講習会管理補助費	450,000	0	1,000,000	担当運航会社10万、応援運航会社5万円
	11)オンライン研修委託費	2,000,000	2,347,400	0	
	12)その他	6,900,000	7,058,180	0	
	意見交換会関係支出	0	0	0	
	1)会場費等	0	0	0	
	2. 事務費	1,190,000	926,504	960,000	
	各種印刷費	150,000	61,128	150,000	
	1)修了証発行費	100,000	48,136	100,000	
	2)資料印刷代	50,000	12,992	50,000	
	その他事務費	1,040,000	865,376	810,000	
	1)事務業務委託費	880,000	770,000	660,000	10万円×6回+税
2)通信・運搬費	50,000	57,452	70,000	郵送代、等	
3)事務局旅費・宿泊費	10,000	11,634	10,000		
4)雑費	100,000	26,290	70,000	手数料、消耗品等	
3. 予備費	0	0	0		
支出合計	16,450,000	12,483,028	9,532,838		
経常利益	-4,589,900	-1,758,957	117,262		
法人税・住民税等	0	0	0		
当期純利益	-4,589,900	-1,758,957	117,262		

日本航空医療学会
令和4年度予算
(ドクターヘリ従事者研修 会計)

令和4年10月1日～令和5年9月30日

		前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考
(収入の部)	1. 受講料収入	750,000	860,000	650,000	
	講習会受講料	750,000	860,000	650,000	基礎コース1万円×40名 アドバンスコース5,000円×50名
	2. その他収入	1,280,000	843,616	1,717,302	
	厚生労働省からの精算金	1,279,900	843,611	1,717,202	
	受取利息	100	5	100	
収入合計		2,030,000	1,703,616	2,367,302	
(支出の部)	1. 諸謝金	350,000	312,903	512,302	
	講師講義費	350,000	312,903	512,302	
	2. 旅費	10,000	2,512	370,000	
	講師事務局旅費	10,000	0	260,000	
	宿泊費	0	0	100,000	
	当日交通費	0	2,512	10,000	
	委員会交通費	0	0	0	
	3. 賃金	220,000	220,000	220,000	
	賃金	220,000	220,000	220,000	事務局委託費(10万円×2回+税)
	4. 庁費	1,450,000	1,168,196	1,265,000	
	消耗品費	10,000	0	10,000	名札用紙、事務用品、学会封筒等
	印刷製本費	330,000	388,504	250,000	
	1)開催案内プログラム費	300,000	363,000	220,000	テキスト代
	2)教材費	10,000	4,648	10,000	コピー代
	3)修了証費	20,000	20,856	20,000	
	借料及び損料	1,000,000	704,000	875,000	
	1)ヘリコプター借用費	0	0	300,000	MeTra代
	2)機材費	0	0	50,000	
	3)会議室借用費	0	0	525,000	
	4)オンライン研修委託費	1,000,000	704,000	0	
	会議費	110,000	75,692	130,000	
	1)当日お弁当費	5,000	3,532	20,000	スタッフ分
	2)当日飲食費	5,000	0	10,000	スタッフ分
	3)委員会お弁当費	0	0	0	
	4)通信運搬費	100,000	72,160	100,000	宅急便、レターパック、切手
	支出合計		2,030,000	1,703,611	2,367,302
経常利益		0	5	0	
法人税・住民税等		0	0	0	
当期純利益		0	5	0	

日本航空医療学会
令和4年度予算
(ドクターヘリ症例データ収集調査分析事業 会計)

令和4年10月1日～令和5年9月30日

		前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考
(収入の部)	1. 収入	3,300,000	1,342,585	3,300,000	
	厚生労働省からの精算金	3,299,950	1,342,585	3,299,950	
	受取利息	50	0	50	
収入合計		3,300,000	1,342,585	3,300,000	
(支出の部)	1. 諸謝金	500,000	0	500,000	
	2. 旅費	700,000	0	700,000	
	委員会交通費	600,000	0	600,000	
	その他交通費	100,000	0	100,000	
	3. 賃金	1,320,000	1,320,000	1,320,000	
	事務業務委託費	1,320,000	1,320,000	1,320,000	月10万円×12ヵ月+消費税
	4. 庁費	780,000	22,585	780,000	
	消耗品費	200,000	0	200,000	名札用紙、事務用品、学会封筒等
	印刷製本費	130,000	385	130,000	
	印刷費	130,000	385	130,000	
	借料及び損料	150,000	0	150,000	
	委員会会場借用費	150,000	0	150,000	
	会議費	100,000	0	100,000	
	1)委員会お弁当費	100,000	0	100,000	
通信運搬費	200,000	22,200	200,000	宅急便、レターパック、切手	
支出合計		3,300,000	1,342,585	3,300,000	
経常利益		0	0	0	
法人税・住民税等		0	0	0	
当期純利益		0	0	0	

日本航空医療学会
令和4年度予算

(ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業 会計)

令和4年10月1日～令和5年9月30日

		前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考
(収入の部)	1. 収入	0	0	13,200,000	
	厚生労働省からの精算金	0	0	13,199,950	
	受取利息	0	0	50	
収入合計		0	0	13,200,000	
(支出の部)	1. 諸謝金	0	0	0	
	2. 旅費	0	0	500,000	
	3. 賃金	0	0	3,645,500	
	事務業務委託費	0	0	3,645,500	パースビュー:2,645,500円 へるす出版:1,000,000円
	4. 庁費	0	0	9,054,500	
	消耗品費	0	0	209,550	事務用品 等
	印刷製本費	0	0	700,000	
	借料及び損料	0	0	7,935,400	
	システム管理費	0	0	1,155,000	クリエイティブシーブ
	レジストリサービス利用	0	0	6,780,400	パースビュー
	会議費	0	0	0	
	通信運搬費	0	0	209,550	宅急便、レターパック、切手 等
支出合計		0	0	13,200,000	
経常利益		0	0	0	
法人税・住民税等		0	0	0	
当期純利益		0	0	0	

資料：定款及び定款施行細則一部変更について

1. 変更の概要

- (1) 当会の事業年度を変更致したく、事業年度の変更に伴い、各種調整を行いたく存じます。
- (2) 名誉会員にかかる特則（名誉理事長）を新設したことに伴う、条文数のズレを修正するものであります。

2. 変更の内容

定款及び定款施行細則の変更内容は以下の新旧対照表のとおりであります。

(1) 定款変更案

※赤字は変更事項を示します。

現行定款	改定案
第1条～第49条（省略）	第1条～第49条（現行とおり）
（事業年度） 第50条 本法人の事業年度は、 <u>毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期</u> とする。	（事業年度） 第50条 本法人の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期</u> とする。
第51条～第59条（省略）	第51条～第59条（現行とおり）
<u>第15章 附則</u> 第60条～第63条（省略）	<u>第15章（削除）</u> <u>第60条～第63条（削除）</u>
<u>（新設）</u>	<u>附則</u> <u>1. 第50条の定款変更の効力発生日は、2024年10月1日とする。</u> <u>2. 上記1の定款変更の効力発生日後の最初の事業年度は、2024年10月1日から2025年3月31日までの6か月間とする。</u> <u>3. 上記1の定款変更の効力発生時の現任の評議員の任期は、定款第15条第1項の規定にかかわらず、2025年3月31日までとする。</u> <u>4. 上記1の定款変更の効力発生時の現任の理事及び監事の任期は、定款第30条第1</u>

	<p><u>項の規定にかかわらず、2025年3月31日に終了する事業年度にかかる定時評議員会の終結時までとする。</u></p> <p><u>5. 上記附則は、2025年3月31日に終了する事業年度にかかる定時評議員会の終結時をもって、自動的に消滅するものとする。</u></p>
--	--

(2) 定款施行細則変更案

※下線は変更事項を示します。

現行定款施行細則	改定案
<p>第1条～第5条（省略）</p> <p>（評議員選出委員会及び評議員候補者選出の手順）</p> <p>第6条 評議員選出委員会は定款第14条及び本条の規定に従い開催し、評議員候補者を選出する。</p> <p>（1）～（5）省略</p> <p>（6）評議員選出委員会は、第3条2項により理事長より推薦された評議員候補者及び第4条の規定により審査申請書の提出のあった評議員候補者の審査を行うものとする。</p> <p>2 評議員の再任候補者についても、<u>第4条</u>及び本条と同様の手順により選出するものとする。</p> <p>3 評議員候補者の選出に関し、疑義が生じた場合は、理事会において審議するものとする。</p> <p>第7条（省略）</p> <p>（評議員選出の特則）</p> <p>第8条 評議員選出委員会及び理事会は、著しい評議員数の減少など、評議員の補充、追加選出をする必要があると判断した場合には、評議員の任期満了に</p>	<p>第1条～第5条（現行とおり）</p> <p>（評議員選出委員会及び評議員候補者選出の手順）</p> <p>第6条 評議員選出委員会は定款第14条及び本条の規定に従い開催し、評議員候補者を選出する。</p> <p>（1）～（5）省略</p> <p>（6）評議員選出委員会は、<u>第4条</u>2項により理事長より推薦された評議員候補者及び<u>第5条</u>の規定により審査申請書の提出のあった評議員候補者の審査を行うものとする。</p> <p>2 評議員の再任候補者についても、<u>第5条</u>及び本条と同様の手順により選出するものとする。</p> <p>3 評議員候補者の選出に関し、疑義が生じた場合は、理事会において審議するものとする。</p> <p>第7条（現行とおり）</p> <p>（評議員選出の特則）</p> <p>第8条 評議員選出委員会及び理事会は、著しい評議員数の減少など、評議員の補充、追加選出をする必要があると判断した場合には、評議員の任期満了に</p>

<p>よる改選時期に限らず、臨時に評議員の補充、追加選出を行うことができる。</p> <p>2 前項に定める臨時の評議員選出の手順は、<u>第3条乃至第6条</u>の規定を準用する。</p> <p>(選挙総則)</p> <p>第9条 本法人定款第27条の規定による評議員会での理事及び監事の選任にあたり、<u>第9条</u>第1項で定める場合を除き、その候補者の選出を選挙により行うものとする。</p> <p>2 本法人は定時評議員会開催時に選挙投票・開票を実施することとし、定款第21条第3項の招集通知には、当該定時評議員会において選任予定の全理事及び監事の総数のみ記載し、理事・監事候補者の名簿及び選挙における投票用紙を同封するものとする。ただし、<u>第11条</u>第7項及び第8項の規定により、選挙を実施しない場合は、本項の規定は適用しないものとする。</p> <p>3 選挙権は、選挙を行う定時評議員会を開催する年の<u>10月1日</u>現在に評議員である者(当該定時評議員会に出席する権限を有する者)が有する。</p> <p>第10条～第11条(省略)</p> <p>(理事及び監事選挙)</p> <p>第12条 選挙理事及び選挙監事に立候補することができるのは、選挙を行う定時評議員会を開催する年の<u>10月1日</u>現在に評議員である者に限り、立候補しようとする評議員は、前条第1項第3号の期日までに、本会事務所へ立候補書類を添えて立候補の旨を届け出なければならない。なお、前条第1項第3号の期日が選挙を行う定時評議員会を開催する年の<u>10月1日</u>以前の場合は、<u>10月1日</u>に評</p>	<p>よる改選時期に限らず、臨時に評議員の補充、追加選出を行うことができる。</p> <p>2 前項に定める臨時の評議員選出の手順は、<u>第4条乃至第7条</u>の規定を準用する。</p> <p>(選挙総則)</p> <p>第9条 本法人定款第27条の規定による評議員会での理事及び監事の選任にあたり、<u>第10条</u>第1項で定める場合を除き、その候補者の選出を選挙により行うものとする。</p> <p>2 本法人は定時評議員会開催時に選挙投票・開票を実施することとし、定款第21条第3項の招集通知には、当該定時評議員会において選任予定の全理事及び監事の総数のみ記載し、理事・監事候補者の名簿及び選挙における投票用紙を同封するものとする。ただし、<u>第12条</u>第7項及び第8項の規定により、選挙を実施しない場合は、本項の規定は適用しないものとする。</p> <p>3 選挙権は、選挙を行う定時評議員会を開催する年の<u>4月1日</u>現在に評議員である者(当該定時評議員会に出席する権限を有する者)が有する。</p> <p>第10条～第11条(現行とおりのり)</p> <p>(理事及び監事選挙)</p> <p>第12条 選挙理事及び選挙監事に立候補することができるのは、選挙を行う定時評議員会を開催する年の<u>4月1日</u>現在に評議員である者に限り、立候補しようとする評議員は、前条第1項第3号の期日までに、本会事務所へ立候補書類を添えて立候補の旨を届け出なければならない。なお、前条第1項第3号の期日が選挙を行う定時評議員会を開催する年の<u>4月1日</u>以前の場合は、<u>4月1日</u>に評議</p>
--	---

<p>議員の任期が開始する者も立候補することができる。</p> <p>2 選挙理事及び選挙監事の選挙は、定時評議員会において、選挙時における現職の監事の取り仕切りのもと、<u>第8条</u>第2項の投票用紙を持参した出席評議員の投票により行う。なお、委任状、または郵送による事前投票は認めない。</p> <p>(第3項～第7項、省略)</p> <p>8 立候補者が<u>第9条</u>第2項に規定する選挙理事及び選挙監事の定数に満たない場合は、欠員が発覚した時点で再募集を行うか、あるいは理事会が定款第26条第1項所定の員数に鑑み、理事会決議で定数を満たす理事候補者及び選挙監事を追加選出し評議員会に諮るか、あるいは選挙は実施せず、定数未満のままで立候補者のみを評議員会に諮るものとする。</p> <p>第13条(省略)</p> <p>(非選挙理事)</p> <p>第14条 非選挙理事は、原則6名以内とし、第5号、第6号の非選挙理事を除き、理事会の決議により、以下のとおり選出する。ただし、欠員補充等理事会が必要と判断した場合は、さらに若干名の非選挙理事を選出することができる。</p> <table><tr><td>(1) 看護師関係者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(2) 運航関係者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(3) 消防関係者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(4) 学識経験者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(5) 学術集会会長</td><td>1名</td></tr><tr><td>(6) 次期学術集会会長</td><td>1名</td></tr></table> <p>2 定款第33条第2項の規定に基づき、学術評議員会長、次期学術評議員会長に選任された者を前項第5号、第6号に定める役職指定の非選挙理事とする。ただし、現職の理事から学術集会会長及び次期学術集会会長が選任された場合など、</p>	(1) 看護師関係者	1名以内	(2) 運航関係者	1名以内	(3) 消防関係者	1名以内	(4) 学識経験者	1名以内	(5) 学術集会会長	1名	(6) 次期学術集会会長	1名	<p>員の任期が開始する者も立候補することができる。</p> <p>2 選挙理事及び選挙監事の選挙は、定時評議員会において、選挙時における現職の監事の取り仕切りのもと、<u>第9条</u>第2項の投票用紙を持参した出席評議員の投票により行う。なお、委任状、または郵送による事前投票は認めない。</p> <p>(第3項～第7項、現行とおり)</p> <p>8 立候補者が<u>第10条</u>第2項に規定する選挙理事及び選挙監事の定数に満たない場合は、欠員が発覚した時点で再募集を行うか、あるいは理事会が定款第26条第1項所定の員数に鑑み、理事会決議で定数を満たす理事候補者及び選挙監事を追加選出し評議員会に諮るか、あるいは選挙は実施せず、定数未満のままで立候補者のみを評議員会に諮るものとする。</p> <p>第13条(現行とおり)</p> <p>(非選挙理事)</p> <p>第14条 非選挙理事は、原則6名以内とし、第5号、第6号の非選挙理事を除き、理事会の決議により、以下のとおり選出する。ただし、欠員補充等理事会が必要と判断した場合は、さらに若干名の非選挙理事を選出することができる。</p> <table><tr><td>(1) 看護師関係者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(2) 運航関係者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(3) 消防関係者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(4) 学識経験者</td><td>1名以内</td></tr><tr><td>(5) 学術集会会長</td><td>1名</td></tr><tr><td>(6) 次期学術集会会長</td><td>1名</td></tr></table> <p>2 定款第33条第2項の規定に基づき、学術評議員会長、次期学術評議員会長に選任された者を前項第5号、第6号に定める役職指定の非選挙理事とする。ただし、現職の理事から学術集会会長及び次期学術集会会長が選任された場合など、</p>	(1) 看護師関係者	1名以内	(2) 運航関係者	1名以内	(3) 消防関係者	1名以内	(4) 学識経験者	1名以内	(5) 学術集会会長	1名	(6) 次期学術集会会長	1名
(1) 看護師関係者	1名以内																								
(2) 運航関係者	1名以内																								
(3) 消防関係者	1名以内																								
(4) 学識経験者	1名以内																								
(5) 学術集会会長	1名																								
(6) 次期学術集会会長	1名																								
(1) 看護師関係者	1名以内																								
(2) 運航関係者	1名以内																								
(3) 消防関係者	1名以内																								
(4) 学識経験者	1名以内																								
(5) 学術集会会長	1名																								
(6) 次期学術集会会長	1名																								

<p>学術集会会長又は次期学術集会会長に選任された者がすでに本法人の理事となっている場合は、前項第5号、第6号の一方又は双方の規定、および第14条第2項但書の規定は適用外とする。 (第3項～第5項、省略)</p> <p>(理事及び監事の選任)</p> <p>第15条 理事及び監事の選任は、評議員会の決議による。</p> <p>2 選挙実施時において、本章の規定により選出された選挙理事及び非選挙理事並びに選挙監事は、選挙理事及び選挙監事の投開票後に、非選挙理事を含めたすべての理事及び監事候補者の承認(第12条の補欠理事及び補欠監事の承認を含む。)を定時評議員会に諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事として選任される。ただし、第13条第1項第5号、第6号の役職指定の非選挙理事については、選挙の実施の有無等にかかわらず、定款第33条第2項の規定に基づき、学術集会会長、次期学術集会会長に選任された評議員会において、当該被選任者の理事への選任決議を諮るものとする。</p> <p>3 前条第6項の非選挙理事の欠員補充の場合も前項と同様とし、理事会により推薦された欠員補充の非選挙理事の承認を評議員会に諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事として選任される。</p> <p>(理事及び監事の任期、改選時期の特則)</p> <p>第16条 定款第30条の規定により、理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、任期毎に改選手続きを行うが、原則として理事(第13条及び前条の規定により非選挙理事として理事に選任された者を</p>	<p>学術集会会長又は次期学術集会会長に選任された者がすでに本法人の理事となっている場合は、前項第5号、第6号の一方又は双方の規定、および第15条第2項但書の規定は適用外とする。 (第3項～第5項、現行とおり)</p> <p>(理事及び監事の選任)</p> <p>第15条 理事及び監事の選任は、評議員会の決議による。</p> <p>2 選挙実施時において、本章の規定により選出された選挙理事及び非選挙理事並びに選挙監事は、選挙理事及び選挙監事の投開票後に、非選挙理事を含めたすべての理事及び監事候補者の承認(第13条の補欠理事及び補欠監事の承認を含む。)を定時評議員会に諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事として選任される。ただし、第14条第1項第5号、第6号の役職指定の非選挙理事については、選挙の実施の有無等にかかわらず、定款第33条第2項の規定に基づき、学術集会会長、次期学術集会会長に選任された評議員会において、当該被選任者の理事への選任決議を諮るものとする。</p> <p>3 前条第6項の非選挙理事の欠員補充の場合も前項と同様とし、理事会により推薦された欠員補充の非選挙理事の承認を評議員会に諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事として選任される。</p> <p>(理事及び監事の任期、改選時期の特則)</p> <p>第16条 定款第30条の規定により、理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、任期毎に改選手続きを行うが、原則として理事(第14条及び前条の規定により非選挙理事として理事に選任された者を</p>
---	--

<p>除く。)及び監事に就任した者は、3期(6年)務めるものとし、改選の選挙は6年毎に実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改選、増員などの必要があると理事会が判断した場合は、臨時に選挙を実施し、役員の改選、追加選任の議案を評議員会に上程することができる。</p> <p>3 前項の臨時選挙の実施方法は、<u>第7条乃至第13条</u>の規定を準用する。</p> <p>第17条～第20条（省略）</p> <p><u>附則1. ～5（条文省略）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>除く。)及び監事に就任した者は、3期(6年)務めるものとし、改選の選挙は6年毎に実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、改選、増員などの必要があると理事会が判断した場合は、臨時に選挙を実施し、役員の改選、追加選任の議案を評議員会に上程することができる。</p> <p>3 前項の臨時選挙の実施方法は、<u>第8条乃至第14条</u>の規定を準用する。</p> <p>第17条～第20条（現行とおり）</p> <p><u>附則1. ～5（削除）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1. 本定款施行細則の変更の効力発生日は、2024年10月1日とし、当該効力発生日後の評議員、役員の選出、選挙時より適用する。</u></p> <p><u>2. 定款第50条の変更により、当該変更の効力発生日後の最初の事業年度は、2024年10月1日から2025年3月31日までの6か月間となるため、当該短縮された事業年度における本定款施行細則第3条第1項第1号の年会費は、正会員、賛助会員それぞれ月割した半額の会費とする。</u></p> <p><u>3. 定款第50条の変更により短縮された役員等の任期は、第16条に規定する役員継続の「期」および選挙実施の「年数」の算定に影響しないものとし、短縮後の任期についても「0.5期(1年)」「6年毎のうちの1年」で算定する。</u></p> <p><u>4. 上記附則は、2025年3月31日に終了する事業年度にかかる定時評議員会の終結時をもって、自動的に消滅するものとする。</u></p>
--	--

以上

一般社団法人 日本航空医療学会
定款施行細則(改正案)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本定款施行細則(以下「本細則」という。)は、一般社団法人 日本航空医療学会(以下「本法人」という。)の定款の施行、その他本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

第2章 会 員

(会員の資格)

第2条 名誉会員の付与に関する特例を定める。

- (1) 名誉理事長 理事長として、長きにわたり当会の発展に貢献し多大なる功績がある者として、理事会が推薦し、評議員会で承認された個人に、名誉会員とともに付与する。

第3章 年会費

(年会費)

第3条 本法人の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員(個人) 金 8,000 円
- (2) 賛助会員(個人・団体) 一口 金 50,000 円(一口以上)
- 2 名誉会員、功労会員の会費は免除するものとする。
- 3 年度途中の入会の場合であっても、当該入会初年度の年会費は前項のとおりとする。

第4章 評議員の選出

(評議員候補者資格)

第4条 本法人の正会員であって、評議員になるため審査を受けようとする者(以下「評議員候補者」という)は、入会審査申込時において、以下の資格要件をすべて具備していなければならない。

- (1) 引き続き3年以上本法人の会員であり、かつ会費を完納していること。

- (2) 航空医療について、知識、業績（論文、学会発表等）、もしくは実績（業務経験、役職等）を有していること。
 - (3) 現任の評議員1名の推薦があること。
- 2 理事長は、前項の資格要件を具備していない者であっても、本法人の評議員として適切であると判断した者については、評議員候補者として評議員選出委員会に推薦することができる。

（審査申込みの公示）

第5条 理事長は、評議員の承認決議を行う会員総会の6か月前頃までに本法人の機関誌又はホームページに、以下の各項を含む情報を公示するものとする。

- (1) 選出する評議員の総数
 - (2) 評議員候補者が提出する審査申請用紙の交付請求締切期日
 - (3) 前項の申請書の受理締切期日
 - (4) その他、評議員への立候補に関し必要な事項
- 2 評議員候補者は、前項第3号の受理締め切り期日までに前項第2項で交付を受けた評議員候補者審査申請書を評議員選出委員会に郵送（書留郵便又はそれに準じる郵送方法）にて提出するものとする。

（評議員選出委員会及び評議員候補者選出の手順）

第6条 評議員選出委員会は定款第14条及び本条の規定に従い開催し、評議員候補者を選出する。

- (1) 議員選出委員会は、前条第1項第3号の評議員審査申請の受理締切日後、会員総会開催までの適宜の時期に開催し、評議員候補者の選出を行うものとする。
- (2) 委員長が、書面又は電磁的方法により、評議員選出委員会を招集する。
- (3) 評議員選出委員会は、評議員選出委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い決議することができない。なお、書面又は電磁的方法による意思の表示も、出席とみなす。
- (4) 評議員選出委員会の議長は、委員長がこれを務める。
- (5) 評議員選出委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
- (6) 評議員選出委員会は、**第4条**2項により理事長より推薦された評議員候補者及び**第5条**の規定により審査申請書の提出のあった評議員候補者の審査を行うものとする。
- (7) 評議員選出委員会の議事録は委員長が作成し、委員長および出席者代表2名が署名して事務局に保管する。
- (8) 評議員選出委員会の議事録は、原則として公開しない。
- (9) 評議員選出委員会は、審査の結果を理事会に報告する。

- 2 評議員の再任候補者についても、**第5条**及び本条と同様の手順により選出するものとする。
- 3 評議員候補者の選出に関し、疑義が生じた場合は、理事会において審議するものとする。

(会員総会の承認)

第7条 理事会は、評議員選出委員会からの評議員候補者の審査結果の報告を受けたのち、当該評議員候補者の承認を会員総会に諮るものとする。なお、評議員候補者の会員総会での承認決議において、特定の評議員候補者に対して不承認の意思表示をする場合は、当該不承認の意思表示をする正会員は、不承認とする理由を述べなければならない。

- 2 評議員候補者は、会員総会での承認後、最初に到来する事業年度の開始日に本法人の評議員となる。

(評議員選出の特則)

第8条 評議員選出委員会及び理事会は、著しい評議員数の減少など、評議員の補充、追加選出をする必要があると判断した場合には、評議員の任期満了による改選時期に限らず、臨時に評議員の補充、追加選出を行うことができる。

- 2 前項に定める臨時の評議員選出の手順は、**第4条乃至第7条**の規定を準用する。

第5章 役員の選出

(選挙総則)

第9条 本法人定款第27条の規定による評議員会での理事及び監事の選任にあたり、**第10条**第1項で定める場合を除き、その候補者の選出を選挙により行うものとする。

- 2 本法人は定時評議員会開催時に選挙投票・開票を実施することとし、定款第21条第3項の招集通知には、当該定時評議員会において選任予定の全理事及び監事の総数のみ記載し、理事・監事候補者の名簿及び選挙における投票用紙を同封するものとする。ただし、**第12条**第7項及び第8項の規定により、選挙を実施しない場合は、本項の規定は適用しないものとする。

- 3 選挙権は、選挙を行う定時評議員会を開催する年の**4月1日**現在に評議員である者（当該定時評議員会に出席する権限を有する者）が有する。

(理事候補者及び監事候補者の定数)

第10条 評議員会で選任されるべき理事の候補者は、選挙により選出される理事候補者

(以下「選挙理事」という)と、選挙によらないで選出される理事候補者(以下「非選挙理事」という)とに区分する。監事の候補者は、選挙により選出する(以下当該監事の候補者を「選挙監事」という)。

- 2 選挙理事は7名、非選挙理事は原則6名以内とし、選挙監事は2名とする。ただし、専門性、地域性等を考慮し、理事会が必要と認めた場合には、非選挙理事の枠を若干名増加することができる。

(公示等)

第11条 理事長は、本法人の機関誌又はホームページに、以下の各項を含む情報を公示するものとする。

- (1) 選挙理事及び選挙監事の立候補に必要な書類の種類
- (2) 立候補書類の申請と送付の仕方
- (3) 立候補書類の受理締切期日
- (4) その他、選挙理事及び選挙監事への立候補に関し必要な事項

(理事及び監事選挙)

第12条 選挙理事及び選挙監事に立候補することができるのは、選挙を行う定時評議員会を開催する年の**4月1日**現在に評議員である者に限り、立候補しようとする評議員は、前条第1項第3号の期日までに、本会事務所へ立候補書類を添えて立候補の旨を届け出なければならない。なお、前条第1項第3号の期日が選挙を行う定時評議員会を開催する年の**4月1日**以前の場合は、**4月1日**に評議員の任期が開始する者も立候補することができる。

- 2 選挙理事及び選挙監事の選挙は、定時評議員会において、選挙時における現職の監事の取り仕切りのもと、**第9条**第2項の投票用紙を持参した出席評議員の投票により行う。なお、委任状、または郵送による事前投票は認めない。
- 3 選挙理事への投票は7名、選挙監事への投票は2名の連記制とする。
- 4 理事長は、評議員の中から開票立会人2名を指名する。
- 5 選挙理事の選挙において、以下の場合はその投票を無効とする。
 - (1) 連記制に反するもの
 - (2) 候補者氏名の重複のあるもの
- 6 選挙理事は有効得票数のもっとも多い者から上位7名、選挙監事は上位2名をもって当選者とする。有効得票数の等しい候補者が重複あるときは、開票立会人が立ち会う抽選によって順位を決定する。
- 7 立候補者が定数に等しい場合は、選挙は実施せず、立候補者全員を当選者とし、評議員会に諮るものとする。
- 8 立候補者が**第10条**第2項に規定する選挙理事及び選挙監事の定数に満たない場合は、欠員が発覚した時点で再募集を行うか、あるいは理事会が定款第26条第1項所定の員数に鑑み、理事会決議で定数を満たす理事候補者及び選挙監事を追

加選出し評議員会に諮るか、あるいは選挙は実施せず、定数未満のままで立候補者のみを評議員会に諮るものとする。

(補欠理事及び補欠監事)

第 13 条 理事長は、定款第 26 条第 1 項に定める員数に欠員が生じた場合に備え、前項の選挙における次点者のうちから得票数の多い順に、順次、欠員を補充のため、定款第 27 条第 2 項に基づき、補欠理事及び補欠監事の選任を評議員会に諮ることができる。

(非選挙理事)

第 14 条 非選挙理事は、原則 6 名以内とし、第 5 号、第 6 号の非選挙理事を除き、理事会の決議により、以下のとおり選出する。ただし、欠員補充等理事会が必要と判断した場合は、さらに若干名の非選挙理事を選出することができる。

- (1) 看護師関係者 1 名以内
- (2) 運航関係者 1 名以内
- (3) 消防関係者 1 名以内
- (4) 学識経験者 1 名以内
- (5) 学術集会会長 1 名
- (6) 次期学術集会会長 1 名

- 2 定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、学術評議員会長、次期学術評議員会長に選任された者を前項第 5 号、第 6 号に定める役職指定の非選挙理事とする。ただし、現職の理事から学術集会会長及び次期学術集会会長が選任された場合など、学術集会会長又は次期学術集会会長に選任された者がすでに本法人の理事となっている場合は、前項第 5 号、第 6 号の一方又は双方の規定、および第 15 条第 2 項但書の規定は適用外とする。
- 3 役職としての任期は、定款第 30 条に規定する理事の任期に影響しないものとする。
- 4 第 1 項第 1 号乃至第 4 号に該当する非選挙理事は、前項の関係団体からの推薦を原則とするが、推薦のない場合は、理事会において選出する。
- 5 辞任等により、非選挙理事に欠員が生じた場合は、第 1 項に準じた新たな非選挙理事候補者を理事会で推薦し、評議員会に諮るものとする。

(理事及び監事の選任)

第 15 条 理事及び監事の選任は、評議員会の決議による。

- 2 選挙実施時において、本章の規定により選出された選挙理事及び非選挙理事並びに選挙監事は、選挙理事及び選挙監事の投開票後に、非選挙理事を含めたすべての理事及び監事候補者の承認(第 13 条の補欠理事及び補欠監事の承認を含む。)を定時評議員会に諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事と

して選任される。ただし、**第 14 条**第 1 項第 5 号、第 6 号の役職指定の非選挙理事については、選挙の実施の有無等にかかわらず、定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、学術集会会長、次期学術集会会長に選任された評議員会において、当該被選任者の理事への選任決議を諮るものとする。

- 3 前条第 6 項の非選挙理事の欠員補充の場合も前項と同様とし、理事会により推薦された欠員補充の非選挙理事の承認を評議員会に諮るものとし、その承認決議を受けて本法人の理事及び監事として選任される。

(理事及び監事の任期、改選時期の特則)

- 第 16 条 定款第 30 条の規定により、理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、任期毎に改選手続きを行うが、原則として理事 (**第 14 条**及び前条の規定により非選挙理事として理事に選任された者を除く。) 及び監事に就任した者は、3 期 (6 年) 務めるものとし、改選の選挙は 6 年毎に実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、改選、増員などの必要があると理事会が判断した場合は、臨時に選挙を実施し、役員の変更、追加選任の議案を評議員会に上程することができる。
 - 3 前項の臨時選挙の実施方法は、**第 9 条乃至第 15 条**の規定を準用する。

(規定外事項)

- 第 17 条 選挙等の役員候補者の選出に関し、本細則に規定のない事項、疑義が生じた事項については、理事会の審議又は理事会において定める選挙に関する内規によるものとする。

第 6 章 会 計

(経費)

- 第 18 条 本法人の経費は次の収入をもってこれに充てる
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び年会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

第 7 章 定款施行細則の改廃

(改廃)

第 19 条 本細則の改正又は廃止は、評議員会の特別決議によらなければならない。

第 8 章 雑 則

(規定外事項)

第 20 条 本細則に規定のない事項については、評議員会又は理事会の決議により制定する内規による。

~~附 則~~

~~1. 一般社団法人への移行及び本細則の施行~~

- ~~(1) 本則は、一般社団法人の設立登記申請日（以下「法人成立日」という。）より施行するものとする。~~
- ~~(2) 附則は、任意団体から一般社団法人への移行及び移行後の会費や役員等の任期の調整、権利義務の承継等について規定し、本則の施行日前であっても、必要に応じて任意団体に適用するものとする。~~
- ~~(3) 附則は、一般社団法人の設立後、移行が完了した事項につき、随時削除する。~~

~~2. 会員、会費等~~

- ~~(1) 法人成立日の前日現在における任意団体である日本航空医療学会（以下「任意団体」という。）の会員の全員は、法人成立日をもって、任意団体時と同様の種別により、以後本法人の会員となる。~~
- ~~(2) 本法人は会員に対する一切の権利義務を承継するものとし、会員は本法人に対して権利を行使し、会費等を支払う義務を負う。~~
- ~~(3) (1)の規定により本法人の会員に移行した者については、細則第2条の規定にかかわらず、入会金を支払うことを要しない。~~
- ~~(4) 法人成立日以後、任意団体に対して支払われた入会金、会費、寄付金等については、本法人に対して会費を支払い又は寄付金等を譲渡したものとみなす。~~
- ~~(5) 本細則第3条第1号に規定する評議員資格につき、3年以上の期間要件は、任意団体時から起算するものとする。~~

~~3. 評議員~~

- ~~(1) 本法人定款第60条に規定する設立時評議員（以下「設立時評議員」という。）を除き、法人成立日の前日現在における任意団体の評議員については、法人成立日をもって、本法人の評議員となるものとし、以後設立時評議員と同様の権利義務を有するものとする。~~
- ~~(2) 本法人は評議員に対する一切の権利義務を承継するものとし、評議員は本法人に対して権利を行使し、義務を負う。~~
- ~~(3) 設立時評議員及び上記3（1）により設立後評議員となった者の任期は、本法人定款第15条第1項の規定にかかわらず、平成31年9月30日までとする。~~

~~4. 改正~~

- ~~(1) この改正細則は、令和2年12月14日から施行する。~~

~~5. 理事及び監事~~

- ~~(1) 法人成立日の前日現在における任意団体の理事、理事長、並びに監事は、本
人定款第 61 条の規定に基づき、それぞれ本法人の設立時役員及び役職に就任
するものとする。~~
- ~~(2) 本法人定款第 61 条及び上記 4 (1) の規定により設立時理事及び設立時監事
となった者の任期は、平成 31 年 9 月 30 日に終了する事業年度にかかる定時
評議員会の終結時までとする。~~

~~6. 資産、権利義務の承継~~

- ~~(1) 法人成立日の前日現在における任意団体の資産、権利義務の一切は、法人成立
日をもって、本法人が承継する（任意団体の積極財産については、本法人に対
する「寄付」として、本法人に承継される。）。但し、任意団体の決算が確定し
解散及び清算終了の手続きを行うまでは、任意団体に留めることができる。~~
- ~~(2) 任意団体が解散し、清算終了するまでに取得した資産、権利義務についても
(1) と同様とする。~~
- ~~(3) 資産等の承継につき、任意団体と本法人とで利益が相反する部分は、本細則
の制定をもって、利益相反取引についても各々承認したものとみなす。~~
- ~~(4) 会員、評議員等に対する義務の承継（債務引受）は、本細則の制定をもって、
会員、評議員等がそれぞれ同意したものとみなす。~~
- ~~(5) (4) を除く、その他の外部債権者に対する義務の承継（債務引受）について
は、本法人が義務を承継することにつき、各別に同意を得なければならない。~~

附則

1. 本定款施行細則の変更の効力発生日は、2024 年 10 月 1 日とし、当該効力発生日後の
評議員、役員を選出、選挙時より適用する。
2. 定款第 50 条の変更により、当該変更の効力発生日後の最初の事業年度は、2024 年 10
月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 6 か月間となるため、当該短縮された事業年度にお
ける本定款施行細則第 3 条第 1 項第 1 号の年会費は、正会員、賛助会員それぞれ月割し
た半額の会費とする。
3. 定款第 50 条の変更により短縮された役員等の任期は、第 16 条に規定する役員継続の
「期」および選挙実施の「年数」の算定に影響しないものとし、短縮後の任期についても
「0.5 期（1 年）」「6 年毎のうちの 1 年」で算定する。
4. 上記附則は、2025 年 3 月 31 日に終了する事業年度にかかる定時評議員会の終結時を
もって、自動的に消滅するものとする。

一般社団法人 日本航空医療学会

定 款 (改正案)

一般社団法人 日本航空医療学会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 日本航空医療学会 と称し、英文では、Japanese Society for Aeromedical Services と表記する。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を、東京都中野区中野二丁目2番3号 株式会社へるす出版内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、わが国における航空機による救急医療システムの確立とその普及を図り、さらには航空機に関連する医学、医療の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会および講習会等の開催
- (2) 航空機に関連する医療及び救急医療システムの調査、研究、情報発信
- (3) 航空機に関連する医療に携わる者の人材育成事業
- (4) 機関誌等の刊行
- (5) 国内ならびに国外の関係団体との連携および協力活動
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯または必要なその他の事業

(公告方法)

第5条 本法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本法人は、以下の会員によって構成する。

- (1) 正会員 航空医療についての知識、業績、もしくは実績を有する者であって、本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きにより入会した個人
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きにより入会した団体または個人
- (3) 名誉会員 本法人の理事、学術集会会長等の経験者であって、本法人に功

- 績がある者として理事会が推薦し、評議員会で承認された個人
- (4) 功労会員 本法人のために特に功労のあった者の中から、理事会が推薦し、評議員会で承認された個人

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として、本法人に入会を希望する個人又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により、定款第58条に規定する定款施行細則（以下「細則」という。）に定める所定の当該年度の年会費を添えて、入会の申請を行うものとする。

- 2 正会員又は賛助会員の入会については、理事長がその可否を決定するものとする。

(年会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、細則に定める年会費を支払わなければならない。

- 2 前項に定める正会員の年会費については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第27条に規定する経費とする。
- 3 名誉会員及び功労会員は、会費の支払いを免除するものとする。

(退会)

第9条 退会を希望する会員は、その旨を本法人に届け出ることにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1カ月以上前までに本法人に届出なければならない。

- 2 前項の規定により退会した場合であっても、未払いの会費がある場合は、納入しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、総評議員の半数以上であって、かつ総評議員の議決権の3分の2以上の評議員会の特別決議（以下「特別決議」という）により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款に違反した場合
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合
- (3) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく、2年以上会費の納入を怠った場合
- (2) 総評議員の同意があった場合
- (3) 個人会員が死亡し、または失踪宣告を受けた場合
- (4) 団体会員が解散した場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により会員資格を喪失した場合は、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失した場合であっても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 評議員

(評議員)

第13条 本法人は、正会員の中から、正会員総数の概ね10%の評議員を選出する。

- 2 前項の規定により選出された評議員をもって一般法人法上の社員とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員を「評議員」と表記する。

(評議員の選出)

第14条 評議員は、細則に定める諸条件を具備した者であって、所定の立候補の申込みを行った正会員の中から、評議員選出委員会の審査により評議員候補者を選出し、第41条に規定する会員総会の承認を経て、本法人の評議員となる。

- 2 前項の評議員選出委員会は、8名の評議員選出委員(委員長を含む。)をもって構成する。
- 3 理事会の決議により、本法人の理事の中から1名を評議員選出委員会の委員長に選任し、また理事2名、評議員3名、評議員以外の正会員2名の合計7名を評議員選出委員に選任し、それぞれ理事長が委嘱する。
- 4 評議員選出委員の任期は、理事長が委嘱した日から3年とする。ただし、後任の評議員選出委員が選任されるまでは、その評議員選出委員としての権利義務を有する。
- 5 評議員選出委員は、再任を妨げないが、2期(6年)までとする。また、任期満了により評議員選出委員を新たに選任する場合は、原則半数以上を入れ替えなければならない。
- 6 その他、評議員の選出、および評議員選出委員会等に関して必要な事項は、細則において定める。

(評議員の任期)

第15条 評議員の任期は、会員総会での承認後最初に到来する事業年度の開始日から3年間とする。

- 2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(評議員ではない正会員による権利の行使等)

第16条 第13条、第14条の規定により本法人の評議員に選出されなかった正会員については、一般法人法に規定された次に掲げる評議員の権利を、評議員と同様に本法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利（評議員（社員）名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利（評議員（社員）の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利（評議員会（社員総会）の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第 246 条第 3 項の権利、第 250 条第 3 項及び 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（評議員の資格の喪失）

- 第 17 条 評議員は、第 9 条乃至第 11 条の規定により、本法人の会員の資格を喪失した場合は、評議員はその資格を喪失する。
- 2 評議員はいつでも任意に、評議員を辞任することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、1 カ月以上前までに本法人に届出なければならない。
 - 3 前 2 項の場合の他、正当な理由なく、その在任中において 3 回連続して定時評議員会を欠席した場合、当該評議員は評議員資格を喪失する。なお、本項の適用については、第 22 条 2 項による書面議決及び議決委任によるみなし出席は、欠席と扱うものとする。

第 4 章 評議員会

（構成）

- 第 18 条 評議員会は、評議員をもって構成する。
- 2 前項の評議員会をもって、一般法人法上の社員総会とし、本定款及び細則においては、一般法人法上の社員総会を「評議員会」と表記する。
 - 3 評議員会における議決権は、評議員 1 名につき、1 個とする。
 - 4 評議員会には、名誉会員、功労会員も出席することができるが、議決権は有しない。

（権限）

- 第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 定款及び細則の変更
 - (2) 名誉会員及び功労会員の承認
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任又は解任
 - (5) 学術集会会長及び次期学術集会会長、顧問の選任
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (7) 解散及び残余財産の処分

- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(種類)

- 第20条 本法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に開催する。臨時評議員会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 総評議員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

- 第21条 評議員会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時評議員会の招集通知を発しなければならない。
 - 3 評議員会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各評議員に対して通知を発しなければならない。
 - 4 評議員会は、その総会において議決権を行使することができる評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

- 第22条 評議員会は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。
- 2 やむをえない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の評議員を代理人として議決を委任することができる。
 - 3 前項の場合、その評議員は出席したものとみなす。
 - 4 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席評議員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議長)

- 第23条 評議員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該評議員会において選任された他の理事がこれを行う。

(議決、報告の省略)

- 第24条 理事又は評議員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。
- 2 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員)

第 26 条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事の中から理事長 1 名選定する。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 27 条 理事及び監事は、法令の規定に基づき、本法人の評議員の中から、評議員会の決議によって選任する。ただし、必要に応じて評議員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 法令又は定款に定める理事及び監事の員数を欠くことになる場合に備えて、評議員会の決議により補欠理事及び補欠監事を選任することができる。
- 3 前項の補欠理事及び補欠監事の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の開始の時までとする。
- 4 理事長は、理事会において選定する。
- 5 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねる事が出来ない。

(理事の職務・権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、本法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総括する。

(監事の職務・権限)

第 29 条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

ただし、理事会において議決権は有しない。

- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員会の決議によって、特定の理事につきその任期を短縮することを妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事及び第27条第2項の規定により選任された補欠理事が就任した場合の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 補欠により選任された監事及び第27条第2項の規定により選任された補欠監事が就任した場合の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

- 第31条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別決議によらなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事は、無報酬とする。

(学術集会会長)

- 第33条 本法人には、次の役職を置く。

- (1) 学術集会会長 1名
- (2) 次期学術集会会長 1名
- 2 学術集会会長及び次期学術集会会長は、理事会の推薦に基づき、評議員会の決議により選任する。
- 3 学術集会会長は、学術集会を主宰する。
- 4 学術集会会長の任期は、自身の主宰する学術集会の終結の時までとする。
- 5 次期学術集会会長は、前項の学術集会会長の任期満了時に、学術集会会長となり、第3項及び第4項の規定に従うものとする。

(顧問)

第34条 本法人には、理事会の諮問機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、評議員会の決議により選任する。また、評議員会の決議により、解職することができる。
- 3 顧問は、本法人の会員以外の者から選任することもできる。
- 4 顧問の任期は、特に定めない。
- 5 顧問は、理事会からの要請により、理事会に出席することができるが、当該理事会においては議決権を有しない。

第6章 理事会

(種類)

第35条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に2回開催（ただし、4か月を超える間隔で開催）する。
- 3 前項の通常理事会において、理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第4項第3号により理事が招集する場合及び前条第4項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第4項第3号による場合は、理事が、前条第4項第4号後段による場合は、監事が、理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第4項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議方法)

- 第37条 理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。
- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。
 - 3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

- 第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長、出席した理事長並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 会員総会

(会員総会)

- 第41条 会員総会は、毎年1回開催し、第6条に定める会員によって構成する。ただし、会員総会における議決権は正会員のみが有する。
- 2 会員総会は、理事長が招集し、学術集會会長が議長となる。
 - 3 理事長は次の事項を会員総会に報告しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算

- (3) その他、理事会が必要と認めた事項
- 4 定款第14条第1項の評議員の承認決議は、出席正会員の過半数をもって決する。

第8章 学術集会

(学術集会)

- 第42条 学術集会は、学術集会会長の主宰のもと、毎年1回開催する。
- 2 学術集会の演題の発表者は、本法人の会員に限るものとし、会員以外の者を共同発表者として参加させる場合には、事前に学術集会会長の承諾を得なければならない。

第9章 委員会

(委員会)

- 第43条 本法人には、第14条に定める評議員選出委員会のほか、理事会の決議により本法人の目的及び事業の遂行にあたり、必要に応じて委員会を置くことができる。
- 2 各委員会には、委員長1名及び委員6名以内の合計7名以内を置き、委員長及び委員は、理事会の承認に基づき、理事長が委嘱する。ただし、業務の遂行上、理事会が必要と判断した場合には、委員の増員をすることができる。
- 3 委員長を含む委員の任期は、理事長が委嘱した日から3年間とする。再任を妨げないが、委員長は2期(6年間)を超えることはできない。
- 4 増員又は補欠として委嘱された委員の任期は、他の在任委員の任期の残存期間と同一とする。
- 5 各委員会は、その活動状況等を理事会及び評議員会に報告しなければならない。
- 6 各委員会の具体的任務等その他委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

第10章 事務局

(設置等)

- 第44条 本法人の事務を処理するため、理事会の決議により事務局を設置することができる。
- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、評議員の中から理事会の承認に基づき、理事長が指名する。
- 4 事務局長は、庶務を担当し、事務局職員とともに理事長を補佐する。
- 5 事務局長の任期は、理事長より指名された日より3年間とする。再任は妨げないが、2期(6年間)を超えることはできない。
- 6 事務局長は、理事会に出席することができるが、当該理事会においては議決権を有しない。

7 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第45条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第46条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第47条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時評議員会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第48条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第49条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第12章 計算

(事業年度)

第50条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会及び会員総会に報告するものとする。

2 予算が成立していない期間については、理事会の決議により、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を構成し、収入を得又は支出することができる。

(事業報告及び決算)

第52条 理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時評議員会に提出し、3の書類についてはその内容を報告し、1、2及び4の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (3) 事業報告書
- (4) 附属明細書

(剰余金の処分制限)

第53条 本法人は、会員、評議員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第13章 定款等変更、合併及び解散等

(定款等変更)

第54条 本定款及び細則を変更するには、評議員会の特別決議によらなければならない。

(合併等)

第55条 本法人は、評議員会の特別決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第56条 本法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号に規定する事由によるほか、評議員会の特別決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第57条 本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、各評議員及び会員に分配しない。

- 2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第14章 雑 則

(定款施行細則)

第58条 本定款の施行及び本法人の運営に関して必要な事項は、評議員会の決議により定款施行細則として別に定める。

(定款等に定めのない事項)

第59条 本定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般法人法及びその他法令によるものとする。

第60条～第63条 (削除)

~~第15章~~ 附則

附則

1. 第50条の定款変更の効力発生日は、2024年10月1日とする。
2. 上記1の定款変更の効力発生日後の最初の事業年度は、2024年10月1日から2025年3月31日までの6か月間とする。
3. 上記1の定款変更の効力発生時の現任の評議員の任期は、定款第15条第1項の規定にかかわらず、2025年3月31日までとする。
4. 上記1の定款変更の効力発生時の現任の理事及び監事の任期は、定款第30条第1項の規定にかかわらず、2025年3月31日に終了する事業年度にかかる定時評議員会の終結時までとする。
5. 上記附則は、2025年3月31日に終了する事業年度にかかる定時評議員会の終結時をもって、自動的に消滅するものとする。

以上、一般社団法人 **日本航空医療学会** を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である 司法書士 中島亮 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 29 年 11 月 9 日

設立時社員	猪口貞樹
設立時社員	荻野隆光
設立時社員	北村伸哉
設立時社員	坂田久美子
設立時社員	杉山 貢
設立時社員	横田昌彦
設立時社員	高山隼人
設立時社員	西川 渉
設立時社員	早川達也
設立時社員	益子邦洋
設立時社員	奥寺 敬
設立時社員	小濱啓次
設立時社員	滝口雅博

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 中島 亮

学術年度の変更(案)

- 2022.10(定時評議員会) 定時評議員会(社員総会)で定款変更案の承認
 (評議員任期の短縮(2022.10~2025.10まで ⇒2025.4まで))
 (理事・監事任期の短縮(2023.10~2025.10まで ⇒2025.4まで))
- 2023.10(定時評議員会) 次期理事・監事の承認(定時評議員会)
- 2024.10(学術集会) 次期評議員選出と会員総会での承認
- 2025.4~ 評議員任期開始、新年度開始、理事・監事選挙(定時評議員会)
- 2025.10 学術集会(臨時評議員会)

会則改正の概要

	従来 of 会則	会則改正後
事業年度開始~終了	10月~翌年9月	4月~翌年3月
定時社員総会(評議員会)	学術総会時(11月)	4~6月(役員選挙は委任不可)
臨時社員総会(評議員会)	必要なとき	必要なとき(学術集会時)
評議員の任期	選出委員会が選出、会員総会での承認後最初の10月から3年間(9月まで)。	選出委員会が選出、会員総会での承認後最初の4月から3年間(3月まで)。
会員総会(新評議員の承認)	学術集会時	学術集会時
理事・監事の選任	役員任期が終了する事業年度の定時評議員会時(11月)に会則に従って行われる。	役員任期が終了する事業年度の定時評議員会時(4~6月)に会則に従って選任される。
理事・監事選挙	選挙による役員を選出が行われる年度の10月1日に評議員であるものが選挙権および被選挙権を有する。	選挙による役員を選出が行われる年度の4月1日に評議員であるものが選挙権および被選挙権を有する。
理事・監事の任期	選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時(11月)まで。	選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時(4~6月)まで。

	従来の任期 評議員/理事	変更後 評議員/理事	事業 年度	定時評議員会 (予算・決算 役員選挙)	学術集会 会員総会 評議員承認◎
2019.09.30					
2019.10.01	↑	↑	↓	○(右と同時)	○(11~12月)
2020.09.30	↓	↓	↑		
2020.10.01	↑	↑	↓	○(右と同時)	○(11~12月)
2021.09.30	↓	↓	↑		
2021.10.01	↑	↑	↓	○(右と同時)	◎(11~12月)
2022.09.30	↓	↓	↑		
2022.10.01	↑	↑	↓	○(右と同時)	○(11~12月)
2023.04.01					
2023.09.30	↓	↓	↑		
2023.10.01	↑	↑	↓	○(右と同時)	○(11~12月)
2024.04.01					
2024.09.30	↓	↓	↑		
2024.10.01	↑	↑	↓	○(右と同時)	◎(11~12月)
2025.03.31					
2025.04.01				○(4~6月)	
2025.09.30	↓	↓	↑		
2025.10.01	↑	↑	↓		○(11~12月)
2026.03.31					
2026.04.01				○(4~6月)	
2026.09.30	↓	↓	↑		
2026.10.01	↑	↑	↓		○(11~12月)
2027.03.31					
2027.04.01				○(4~6月)	
2027.09.30	↓	↓	↑		
2027.10.01	↑	↑	↓		◎(11~12月)
2028.03.31					
2028.04.01				○(4~6月)	
2028.09.30	↓	↓	↑		
2028.10.01	↑	↑	↓		○(11~12月)
2029.03.31					

* 定款変更等のスケジュール、定時社員総会(評議員会)、学術集会、会員総会の開催時期。

歴代会長

第1回	小濱 啓次 先生	川崎医科大学救急医学	平成6年10月21日	東京
第2回	滝口 雅博 先生	弘前大学医学部附属病院救急部	平成7年10月19日	東京
第3回	金子 正光 先生	札幌医科大学医学部救急集中治療部	平成8年10月21日	東京
第4回	大塚 敏文 先生	日本医科大学高度救命救急センター	平成9年11月6日	東京
第5回	寺本 成美 先生	国立長崎中央病院	平成10年11月5日	東京
第6回	岡田 真人 先生	聖隷三方原病院救命救急センター	平成11年11月5日	東京
第7回	飛鳥田 一朗 先生	日本航空株式会社健康管理室部長	平成12年11月2日	東京
第8回	浅井 康文 先生	札幌医科大学医学部救急集中治療部	平成13年11月2日	東京
第9回	杉山 貢 先生	横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター 高度救命救急センター	平成14年11月6日	横浜
第10回	野口 宏 先生	愛知医科大学医学部附属病院 高度救命救急センター	平成15年11月12日	名古屋
第11回	坂本 照夫 先生	久留米大学医学部救急医学講座	平成16年11月12日	福岡
第12回	猪口 貞樹 先生	東海大学医学部救命救急医学	平成17年11月3日	横浜
第13回	篠崎 正博 先生	和歌山県立医科大学救急集中治療部	平成18年11月11日	和歌山
第14回	益子 邦洋 先生	日本医科大学千葉北総病院	平成19年11月30日、12月1日	千葉
第15回	石原 晋 先生	公立邑智病院	平成20年11月15日	松江
第16回	小倉 真治 先生	岐阜大学大学院医学部研究科	平成21年11月14日	岐阜
第17回	高橋 功 先生	手稲溪仁会病院救命救急センター	平成22年11月19日、20日	札幌
第18回	高山 隼人 先生	長崎医療センター救命救急センター	平成23年11月12日	長崎
第19回	北村 伸哉 先生	君津中央病院救急・集中治療科	平成24年11月9日、10日	千葉
第20回	田勢 長一郎 先生	福島県立医科大学救急医療学講座	平成25年11月15日、16日	福島
第21回	嶋津 岳士 先生	大阪大学医学部附属病院救命救急センター	平成26年11月14日、15日	大阪
第22回	中野 実 先生	前橋赤十字病院 救命救急センター	平成27年11月6日、7日	前橋
第23回	杉山 聡先生	埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター	平成28年10月28日、29日	埼玉
第24回	今 明秀 先生	八戸市立市民病院 救命救急センター	平成29年11月10日、11日	青森
第25回	荻野 隆光先生	川崎医科大学附属病院 高度救命救急センター	平成30年11月3日、4日	倉敷
第26回	奥寺 敬 先生	富山大学 救急・災害医学	令和元年11月8日、9日	富山
第27回	早川 達也 先生	聖隷三方原病院 高度救命救急センター	令和2年12月15日、16日	静岡
第28回	高橋 毅 先生	熊本医療センター 救急科	令和3年11月19日、20日	熊本
第29回	小林 誠人 先生	鳥取県立中央病院 救命救急センター	令和4年12月4日	鳥取
第30回	齋藤 孝次 先生	釧路孝仁会記念病院 理事長	令和5年11月4日	北海道釧路市
第31回	米盛 輝武 先生	浦添総合病院 救命救急センター長	令和6年11月ないし12月	

一般社団法人 日本航空医療学会

【利益相反委員会】

報告日：令和4年12月3日

【委員長】 益子 邦洋

【活動内容】 (令和3年10月1日～令和4年9月30日迄)

1. 委員会開催日および議事内容

活動無し

2. 報告内容

活動無し

一般社団法人 日本航空医療学会
【評議員選出委員会】

報告日：令和4年12月3日

【委員長】 荻野 隆光

【活動内容】 (令和3年10月1日～令和4年9月30日迄)

1. 委員会開催日および議事内容

活動無し

2. 報告内容

活動無し

会則改正委員会 活動報告

委員長：高山 隼人（長崎大学病院）

委員：今 明秀（八戸市民病院）

宮崎 博之（福島県立医大）

柳川 洋一（順天堂大学医学部附属静岡病院）

中川 雄公（大阪大学病院）

平田 光弘（ヒラタ学園）

高橋 毅（熊本医療センター）

審議事項

1. 学会の会計年度変更に伴う定款・細則の変更について

(ア) 審議開始 2022/8/16、結審 2022/8/30

(イ) 内容

事業年度を変更することが理事会で決まり委員会に検討を依頼。

会計年度が、現行：毎年10月1日から翌年9月30日を、毎年4月1日から翌年3月31日に変更するため、定款や細則を改正する。改正が必要な部分の正誤表を作成し、mail 審議開始し、全員から異論なく結審した。

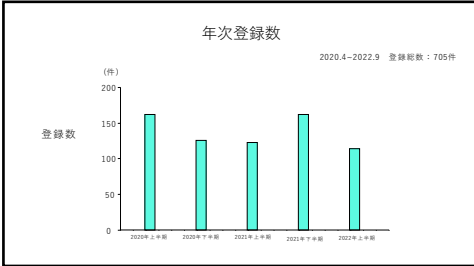
9/28 理事会に提出済み。

令和4年度第1回日本航空医療学会 評議員会
令和4年12月3日 (土)

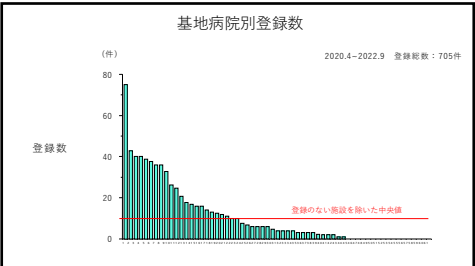
報告資料1-4

第29回日本航空医療学会 ワークショップ(委員会報告)
 インシデント・アクシデントレジストリーの現状
 2020.4~2022.9の705件の登録概要と今後の予定
 岩津中央病院救命救急センター 北村伸哉

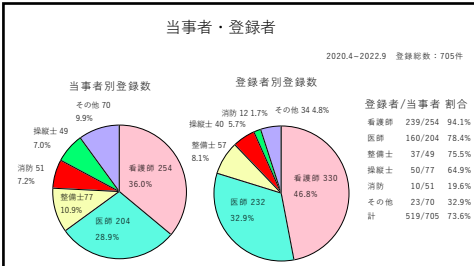
1



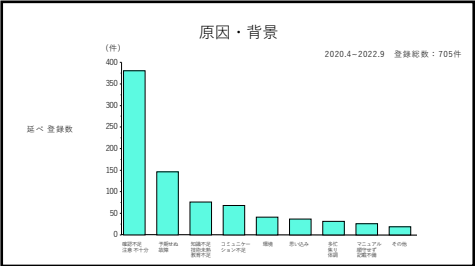
2



3



4



5

レベル3a 以上で報告された48例の具体例

2020.1~2022.9 登録総数 705件

当事者	レベルと件数	報告された具体例と件数
医療従事者 24件	3a 20件	8件 静脈路のトラブル、抜針
		4件 活動中の患者損傷
		3件 コロナ疑い患者の搬送による運航停止
		2件 施設間搬送時のトラブル
		3件 気管挿管チューブ片肺挿管、事故抜管、モニターコードの断線
医療従事者 24件	3b 2件	1件 静脈路のトラブル、抜針
		1件 コロナ陽性患者、疑い患者の搬送による運航停止
		2件 CPAIに対する気道・人工呼吸器回路のトラブル
運航クルー 32件	3a 30件	29件 故障による運航停止
		1件 天候による引き返し
		2件 故障による運航停止
消防機関 2件	3a 2件	1件 現場での破損部品による損傷
		1件 指令センターがドクターヘリを要請したことを認知せず

6

- ### ピックアップすべき事項
1. 事象
 2. 原因
 3. 今後、同様のインシデント・アクシデントを予測することは可能か
 4. 予測する場合は具体的な対策は何か
 5. 予測に必要なサポートは何か
 6. 今後、同様のインシデント・アクシデントを回避することは可能か

7

注意喚起事項の伝達方法

8

編集委員会 活動報告 (2021年10月～2022年9月)

[学会雑誌発行状況]

●Vol.22 No.2 (2021年11月発行)

第28回日本航空医療学会総会 プログラム・抄録集

●Vol.22 No.3 (2021年12月発行)

原著論文	2本
調査報告	3本
症例・事例報告	2本
その他	1本
合計	8本

※職種別内訳：Dr 3名、Ns 1名、大学院・研究機関研究者 3名、医療機関事務職 1名

●Vol.23 No.1 (2022年6月発行)

原著論文	3本
調査報告	2本
症例・事例報告	1本
短報	1本
合計	7本

※職種別内訳：Dr 4名、Ns 1名、臨床工学技士 1名、医学部学生 1名

[論文投稿状況]

- ・2022年9月末現在で13本 ※前年度；17本、前々年度；8本
⇒うち採用5本、査読依頼・リライト依頼中7本、取り下げ1本
- ・投稿者の職種：Dr 10名、Ns 2名、消防職員 1名
- ・投稿から採用まで：1.5～6ヵ月（中央値3ヵ月） ※前年度；中央値5ヵ月
- ・投稿から掲載（予定を含む）まで：2～8ヵ月（中央値6ヵ月） ※前年度；中央値7ヵ月

[2022年度学会雑誌発行予定]

Vol.23 No.2 (2022年11月発行予定)：第29回総会プログラム・抄録集

Vol.23 No.3 (2022年12月発行予定)

Vol.24 No.1 (2023年4月発行予定)

[その他]

- ・第28回総会の際に編集委員会を開催した(2021/11/18)。
- ・学会雑誌のオンライン化について検討し、J-STAGEを利用することとした。
J-STAGEへの申請の結果、登載が許可され、来春からの予定で準備を進めている。
- ・論文の投稿・査読に関わる過程を郵送から電子メールを利用することとし、準備を進めている。
- ・投稿規定中の参考文献の表記について、一部改めた。

令和4年12月3日

認定制度委員会

委員長 坂本 照夫

日時：令和4年8月31日 13:00～17:00

場所：ウェブ会議

出席者：坂本照夫(委員長)、篠崎正博、坂田久美子、西村英喜、中川隆、藤尾政子

欠席者：なし

事務局：佐藤貴、矢田拓馬

1. 令和3年度認定施設および認定指導医の認定 (別添資料1)

1) 認定施設

【新規申請】

認定3施設 (申請3施設)

【更新申請】

認定11施設 (申請11施設)

2) 認定指導者

【新規申請】

認定51名 (申請53名)

非認定2名：

【更新申請】

認定53名 (申請66名) 《更新猶予：13名・・・学会・講習会参加不足》

【更新猶予再申請】

認定8名 (申請8名)

2. 認定制度委員会の認定時における内規の修正 (別添資料2)

以上

■認定施設

(認定) 3施設

福井県立病院

石川県立中央病院

鳥取県立中央病院

(届出順)

(更新認定) 11施設

総合病院 聖隷三方原病院

佐賀大学医学部附属病院

社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院

順天堂大学医学部附属静岡病院

医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院

川崎医科大学附属病院

岐阜大学医学部附属病院

愛知医科大学病院

和歌山県立医科大学

久留米大学病院

東海大学医学部附属病院

(届出順)

■認定指導者

(認定) 51名

徳田 理奈	医師	公立豊岡病院
山本 貴之	医師	三重大学附属病院
山端 裕貴	医師	鹿児島県立大島病院
藤木 亜衣	医師	奈良県総合医療センター

柳川 洋一	医師	順天堂大学医学部附属静岡病院
明星 康裕	医師	石川県立中央病院
武田 健一郎	医師	山形県立中央病院
蜂谷 聡明	医師	石川県立中央病院
榊山 麻由佳	看護師	愛知医科大学病院
佐藤 愛	看護師	愛知医科大学病院
西ノ菌 幸太郎	看護師	久留米大学病院
長澤 宏樹	医師	順天堂大学医学部附属静岡病院
成瀬 朱理	看護師	浦添総合病院
杉本 貴史	医師	日本医科大学千葉北総病院
池上 直矢	医師	鹿児島県立大島病院
都築 あゆみ	医師	済生会滋賀県病院
中塚 峻	医師	山形県立中央病院
宮本 聡美	医師	川崎医科大学附属病院
萩原 裕也	医師	前橋赤十字病院
丸山 潤	医師	前橋赤十字病院
柿崎 結美	医師	公立豊岡病院組合立豊岡病院
佐藤 精司	医師	山形県立中央病院
邑田 悟	医師	愛媛大学大学院医学系研究科
興梠 貴俊	医師	宮崎大学医学部附属病院
吉本 賀与子	看護師	徳島県立中央病院
阿部 嘉晃	看護師	鹿児島市立病院
柴田 尚明	医師	和歌山県立医科大学附属病院
生塩 典敬	医師	前橋赤十字病院
南田 哲平	看護師	奈良県立医科大学附属病院
柴田 真未	医師	和歌山県立医科大学附属病院
山中 聖美	看護師	山口大学医学部附属病院
藤田 基	医師	山口大学医学部附属病院
安念 優	医師	愛媛大学医学部
小幡 衣子	看護師	地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良総合医療センター
高山 裕樹	看護師	社会医療法人 仁愛会 浦添総合病院
水本 光秀	看護師	奈良県立医科大学附属病院
一宮 なぎさ	看護師	手稲溪仁会病院
三橋 義史	看護師	地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター
渡邊 隆明	医師	埼玉石心会病院
南 啓介	医師	石川県立中央病院

浅野 永美花	看護師	愛知医科大学病院
高橋 慶彦	医師	前橋赤十字病院
西村 朋也	医師	前橋赤十字病院
田中 達也	医師	都城市郡医師会病院
中峯 有美	看護師	和歌山県立医科大学附属病院
山下 涼子	看護師	社会医療法人 製鉄記念広畑病院
亀岡 聖史	医師	鳥取大学医学部附属病院
奥井 陽子	看護師	鳥取大学医学部附属病院
西野 智哉	医師	東海大学医学部
今 大和	看護師	埼玉医科大学総合医療センター
生越 智文	医師	鳥取大学医学部附属病院

(届出順)

(更新認定) 53名

小守林 靖一	医師	岩手医科大学
落合 秀信	医師	宮崎大学医学部附属病院
神田 正和	操縦士	ファーストエアートランスポート株式会社
津村 龍	医師	広島国際大学
飛松 典子	看護師	国立病院機構 長崎医療センター
石川 浩平	医師	順天堂大学医学部附属静岡病院
丹保 亜希仁	医師	旭川医科大学
藤尾 政子	看護師	川崎医科大学附属病院
山本 奈緒	医師	独立行政法人 労働者健康安全機構 千葉労災病院
塩見 直人	医師	滋賀医科大学
竹中 隆一	医師	大分大学医学部附属病院
間 崇史	医師	済生会宇都宮病院
菊池 仁	医師	獨協医科大学病院
濱本 健作	医師	東京曳舟病院
中井 公仁枝	看護師	愛知医科大学病院
野口 裕記	医師	JA 愛知厚生連 江南厚生病院
平川 英司	医師	鹿児島市立病院
川谷 陽子	看護師	愛知医科大学病院

岩村 高志	医師	佐賀県医療センター好生館
寺田 拓文	医師	市立釧路総合病院
高橋 治郎	医師	川崎医科大学
小島 鋭久	操縦士	中日本航空株式会社
中川 儀英	医師	東海大学
柴田 智隆	医師	大分大学医学部附属病院
野村 昌夫	看護師	恩賜財団 済生会滋賀県病院
木内 千保	看護師	旭川赤十字病院
坂本 照夫	医師	大分大学医学部附属病院
井上 潤一	医師	山梨県立中央病院
山下 亜子	看護師	旭川赤十字病院
河野 慶一	医師	国立病院機構 千葉医療センター
安部 はるか	看護師	熊本赤十字病院
原 純	医師	みんなの診療所／鹿児島県立大島病院（非常勤）
丹羽 由美子	看護師	愛知医科大学病院
西岡 里織	看護師	公立豊岡病院組合立豊岡病院
盛實 篤史	医師	高知医療センター救命救急センター
佐藤 友子	医師	済生会熊本病院
小池 伸享	看護師	前橋赤十字病院
多田 真也	看護師	順天堂大学医学部附属静岡病院
下条 芳秀	医師	島根大学医学部
山田 祥子	医師	川崎医科大学
長谷川 舞	看護師	聖隷福祉事業団 総合病院 聖隷三方原病院
稲田 敏	医師	いなだ整形・内科クリニック
福井 英人	医師	医療法人社団生仁会 福井内科医院
大津 裕子	看護師	水戸済生会総合病院
廣橋 伸之	医師	広島大学 原爆放射線医科学研究所
坂田 久美子	看護師	愛知医科大学病院
山下 典雄	医師	久留米大学病院
重田 健太	医師	東邦大学医療センター大橋病院
土谷 飛鳥	医師	東海大学医学部

令和4年度第1回日本航空医療学会理事会・評議員会

令和4年12月3日(土)

別添資料1

丹羽 政晴	運航管理者	中日本航空株式会社
波止 綾子	看護師	浦添総合病院
町田 浩志	医師	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター
熊谷 常康	医師	愛知医科大学病院

(届出順)

(再：更新認定) 8名

辻本 雄太	医師	山形県立中央病院
峯田 雅寛	看護師	山形県立中央病院
田中 勉	看護師	宮崎大学医学部附属病院
原 文祐	医師	近江草津徳洲会病院
金子 拓	看護師	岩手医科大学附属病院
吉山 直政	医師	福岡県済生会二日市病院
有馬 史人	医師	東京都済生会中央病院
横山 泰子	看護師	香川県立中央病院

(届出順)

認定制度委員会の認定時における内規

<認定制度委員会内規(案)>

- ① 年齢が満65歳以上の認定指導者の更新は、認定制度施行細則「第10章 例外措置、24条」により審査は免除する。したがって、更新を申請してくれば審査は必要としない。
- ② 基地病院以外の指定施設認定に当たっての看護師の認定指導者による教育責任者は不問とするが、その施設の教育責任者は必須とする。(制度規則 第7章 指定施設、第12条、3項)
- ③ 学会参加証は、学会出席を証明できる既定の所属、名前記載のあるネームカードの提出を求める。(施行細則、第4章 認定指導者の認定更新、第7条、3項)
- ④ 学会参加証の紛失による確認については、筆頭演者の抄録および司会・座長は参加証と認める。但し、紛失した理由の記載を求める。
- ⑤ 学会参加数が不足した場合は、その理由の記載を求める。(施行細則 第10章 例外措置、23項)
また、ドクターヘリ講習会(アドバンスコース含む)の講師については、そのプログラムをもって学会参加証明書とする。但し、1回分のみ。
- ⑥ 履歴書の最終学歴は、職種の資格を得た最終学歴(専門学校を含む)を記載する。
- ⑦ 新規申請者において、特別の理由により連続3年間の勤務ができない場合は、その理由を記載して申請を認めるが、その期間については明記せず委員会に於いて協議する。
- ⑧ 初期臨床研修医期間は認定指導者修練期間としては認めない。

令和4年12月3日

ドクターヘリ研修委員会報告

ドクターヘリ研修委委員長 早川 達也

1) 委員会開催

2021年10月22日 web 開催、2022年1月24日 web 開催

2022年2月21日 web 開催、2022年4月8日 web 開催

2022年9月6日 web 開催

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により従来の対面式のコースが開催出来ないため、下記ウェブコースを開催した。

2) 研修会開催

○ドクターヘリ講習会（基礎コース）

2021年10月31日（学会主催基礎） 受講人数：48名

2021年12月19日（学会主催基礎） 受講人数：46名

2022年1月30日（学会主催基礎） 受講人数：52名

2022年6月26日（学会主催基礎） 受講人数：51名

○アドバンスコース

2022年8月28日（学会主催アドバンス） 受講人数：19名

以上

令和4年12月3日(土)

フライトナース委員会活動報告

フライトナース委員会 藤尾政子

1. メンバー

委員長：藤尾政子（川崎医科大学附属病院）

委員：坂田久美子（愛知医科大学病院）、山崎早苗（東海大学医学部附属病院）

野澤陽子（順天堂大学医学部附属静岡病院）、大森章代（日本医科大学千葉北総病院）、前田礼子（鹿児島市立病院）、宮崎博之（福島県立医科大学附属病院）

2. 委員会活動内容

1) 学会報告

第28回日本航空医療学会総会 令和3年11月19日

パネルディスカッション「COVID-19患者に関わるフライトナースのメンタルケア」

川崎医科大学附属病院、福島県立医科大学附属病院、熊本赤十字病院、久留米大学病院の4施設のパネリストによるパネルディスカッション

第24回日本救急看護学会学術集会 令和4年10月14日

パネルディスカッション「病院前救急看護師の役割」

2) フライトナース勉強会実施

第28回 フライトナース勉強会 令和4年3月4日(金) 18:00~19:10

テーマ「COVID-19患者に関わるフライトナースのメンタルケア」(WEB開催)

令和3年度第28回日本航空医療学会は現地開催であったため、学会発表した内容を改めて情報共有し、ブレイクアウトルームでグループワークを行った。

3) 委員会開催

第30回 令和3年12月16日 Zoomによるオンライン会議

- ・「フライトナースの新型コロナウイルス感染症に関連したメンタルヘルスの実態」について研究概要の報告

第31回 令和4年1月26日 Zoomによるオンライン会議

- ・フライトナース勉強会の開催方法と進め方について

第32回 令和4年2月19日 Zoomによるオンライン会議

- ・フライトナース勉強会の開催スケジュール、ディスカッションの方法について
- ・第24回日本救急看護学会学術集会の企画について

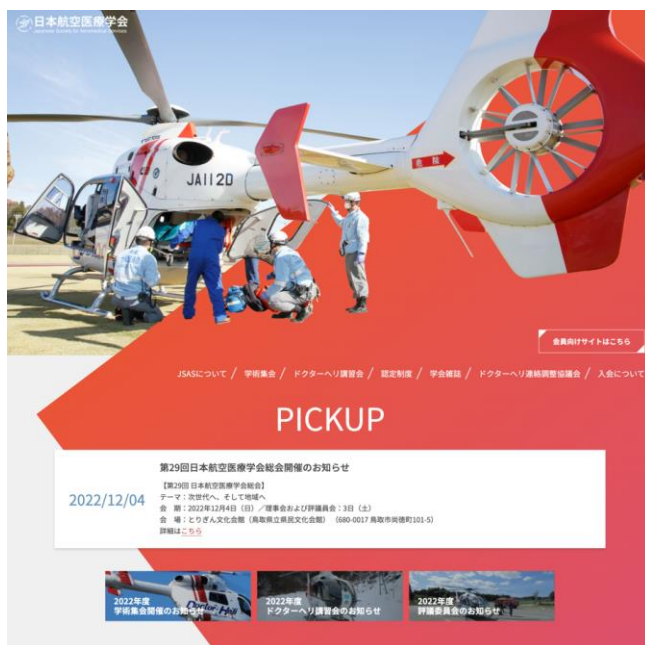
第33回~第36回(令和4年6月16日、6月23日、7月2日、7月14日)

Zoomによるオンライン会議

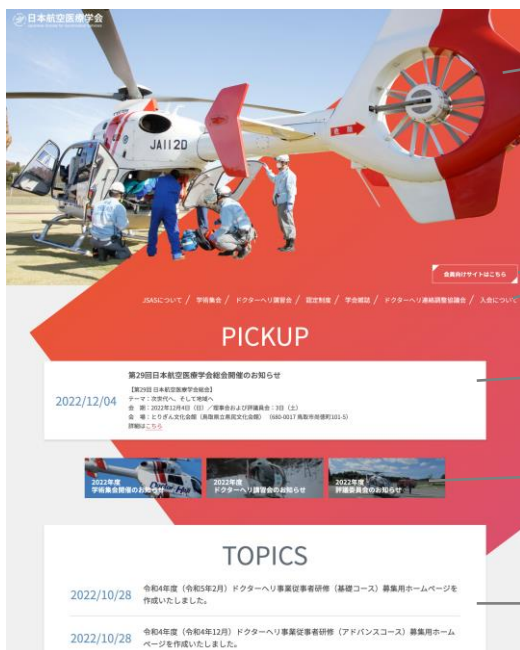
- ・フライトナースのCOVID-19に関連したメンタルヘルスの実態調査についてアンケート結果の分析

以上

日本航空医療学会 新ホームページ



新ホームページトップ（上部）



トップビジュアル
5秒おきに別の画像に切り替わります。

ホームページメニュー
各ページへ遷移するためのメニューを表示します。

ピックアップエリア
ホームページの訪問者に特に知っておいてもらいたい情報を最大5行程度の文章で表示します。

ピックアップバナー
ホームページの訪問者に特に見てもらいたいページへのリンクをバナー形式で最大3つ表示します。

トピックス
トップページのメインコンテンツで各種最新のコンテンツページへのリンクを更新日とタイトルでお知らせします。

新ホームページトップ（下部）



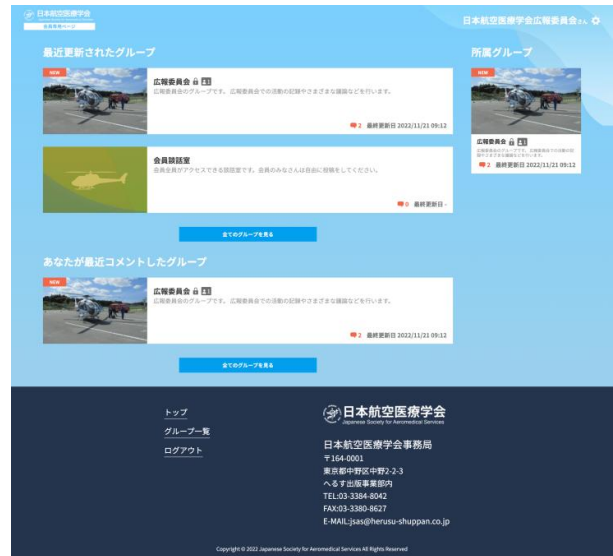
各種コンテンツ
 ホームページ内の各種コンテンツページへ遷移するメニューを表示します。

特集ページ
 各特集ページへ遷移するためのメニューを表示します。

関連サイト
 日本航空医療学会と関連のあるサイトへのバナーリンクを表示します。

フッター
 ホームページの各ページへ遷移するためのメニューと問い合わせ先となる日本航空医療学会事務局の情報を表示します。

日本航空医療学会
 会員専用ページ



会員専用ページ ログイン



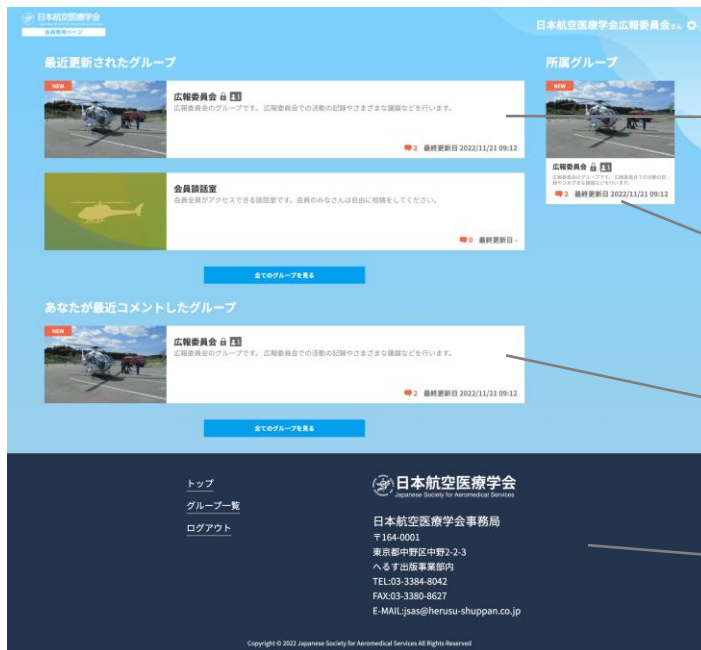
ログイン

あらかじめシステムに登録された会員のメールアドレスとパスワードを正しく入力することによって会員専用ページにアクセスすることが可能です。登録されていないユーザーは会員専用ページにアクセスすることができません。

フッター

問い合わせ先となる日本航空医療学会事務局の情報を表示します。

会員専用ページ トップ



最近更新されたグループ

ログインしたユーザーが閲覧可能なグループの中で、そのグループ内に投稿があったものについて投稿日時の最新順に最大5件表示します。

表示要素はサムネイル画像、NEWマーク（最終更新日が1週間以内のもののみ）、グループ名、鍵マークおよびグループに所属する人数（クローズドグループの場合のみ）、グループの説明の一部、全投稿数、最終更新日時

所属グループ

ログインしたユーザーが所属しているクローズドグループを全て表示します。表示要素は最近更新されたグループと同じ。

あなたが最近コメントしたグループ

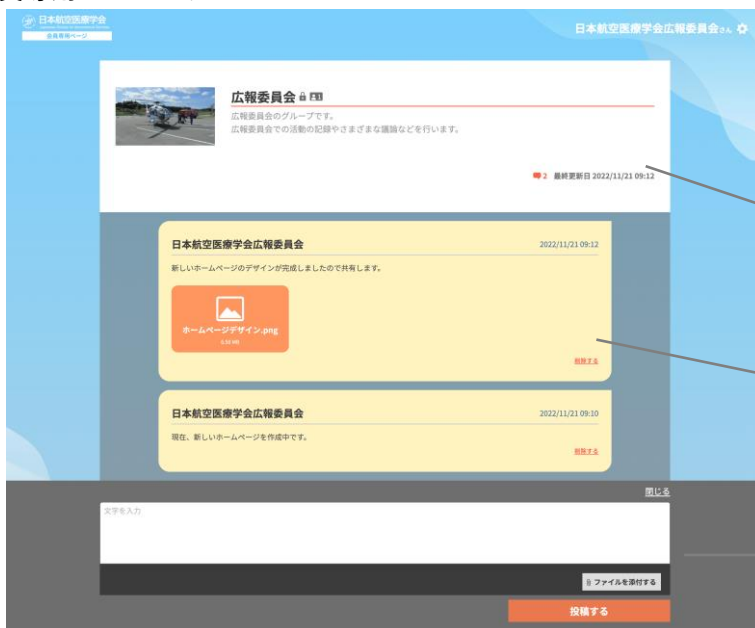
ログインしたユーザーが閲覧可能なグループの中で、そのグループにそのユーザー自身が投稿をしたものについて投稿日時の最新順に最大5件表示します。

表示要素は最近更新されたグループと同じ。

フッター

会員専用ページ内の各ページへのメニューと問い合わせ先となる日本航空医療学会事務局の情報を表示します。

会員専用ページ グループ



ページへのアクセス

オープングループの場合は会員専用ページにアクセスできる全員が、クローズドグループの場合は管理画面より設定されたそのグループのメンバーのみがグループページやその中の投稿にアクセスすることが可能です。

グループ情報

グループの詳細情報を表示します。表示要素はサムネイル画像、グループ名、鍵マークおよびグループに所属する人数（クローズドグループの場合のみ）、グループの説明、全投稿数、最終更新日時

投稿

グループに投稿された投稿の内容を表示します。表示要素は投稿ユーザー名、投稿日時、投稿本文、アップロードされたファイルのダウンロードリンク（ファイルがアップロードされた場合のみ）、削除するボタン（自分自身の投稿の場合のみ）

投稿フォーム

グループページにアクセスできる全員が投稿することが可能です。テキストでの投稿と1つのファイルをアップロード可能です。

一般社団法人 日本航空医療学会

【ドクターヘリ調査・検証委員会】

報告日：令和4年12月3日

【委員長】 猪口 貞樹

【活動内容】 (令和3年10月1日～令和4年9月30日迄)

1. 活動内容：リモート会議にて下記を行った（報告資料3）。

- ①JSAS-Rの運用および昨年度データの集計を行った。
- ②データベースの維持・管理を行う分科会を設置し、作業を開始した（データベース委員会）。
- ③研究用データの配布を行う分科会を設置し、作業を開始した（データ利用分科会）。
- ④上記を踏まえ、次年度には委員会の再編を行う予定である。

JSAS-Rのデータ入力状況(2021年度) ～登録数(暫定値)～

	2020年度
要請：31,307 件	(29,559件, +6%)
┌ 不応需：6,845 件	
└ 応需：24,462 件(78%)	(23,327件, +5%)
┌ 中止：5,011 件	
└ 継続：19,451 件(80%)	(19,049件, +2%)
┌ Drへり搬送：15,365 件(79%)	
├ Drへり以外搬送：4,101 件	
└ 不搬送：221件	

データベースを維持・管理する体制の確保 (データクレンジング・システムメンテナンス等)

これまでドクターヘリ調査・検証委員会委員の手作業に依存していたが、継続性に問題があるため、専門能力を持つ方を学会内外（会員＋外部（MPH）から公募した（データベース分科会）。

- 2022年7月に募集 → 6名採用。
- 2022年9月に活動開始。
- 共同研究者になる。

データの配布・研究への活用

ドクターヘリ調査・検証委員会（次年度は委員会を再編予定）

- データベース分科会
- データ利用分科会

データ利用分科会の活動

1. 前年度までの全症例データをCDで配布
2. 個人情報や緯度経度などの詳細情報は除去（連結可能）
3. 研究申請により追加情報を付与
その他、内容を検討中

その他

- マスタ更新
 - ・ 医療スタッフの更新；Web登録
 - ・ ランデブーポイント情報の更新；Web登録
 - ・ Home Pageの有効活用が課題
- 簡易自動統計の提示
 - ・ 概要をグラフで表示（搭載済み/公開未）
 - ・ サーバーを別に立てるか？
 - ・ 他施設と比較可能にするか否か？
- 入力ルールなどのまとめ（含むQandA）
 - ・ 委員会で決めるべき内容
 - ・ 未決定の内容

ドクターヘリ 運航関係従事者 委員会 活動報告

2022年11月7日

運航関係従事者委員会 委員長

森岡 俊勝

1. メンバー

委員長：森岡 俊勝（セントラルヘリコプターサービス）

委員：兵藤 敬、豊福 晴生、（中日本航空）、山本 瑞樹（朝日航洋）、

和田 博文（ヒラタ学園）、寺本 昇平（西日本空輸）

高田 裕也（セントラルヘリコプターサービス）

2. 委員会活動内容

(1) 2022年7月8日～

第29回航空医療学会総会に併せて委員会開催を決定し、事前委員会の日程を調整。

(2) 10月12日 13:30～14:30

事前委員会をWebにて開催し、以下について決定した。

・開催日時 2022年12月3日 13:00～17:00

操縦士、整備士、CSの各職種別に約1時間程度の会議を開催し、その後、全体での会議を約1時間開催する。

・議題は次の3項目とし、各運航会社での取り組み状況を共有し、意見を収集する。

① 災害時におけるBCP対策について

② 訓練関係について

③ CS集中管理について

3. その他

委員長及び委員の交代について

委員長は、前任の横田 昌彦 氏より森岡 俊勝に、

また委員の永田 正文 氏は、高田 裕也 氏と交代となっています。

以上

一般社団法人 日本航空医療学会

【 ドクターヘリによる広域救急医療体制 の構築に関する委員会 】

報告日：令和4年12月3日

【委員長】 小濱 啓次

【活動内容】 (令和3年10月1日～令和4年9月30日迄)

1. 委員会開催日および議事内容

活動無し

2. 報告内容

活動無し

一般社団法人 日本航空医療学会

【ドクターヘリの災害時のあり方検討委員会】

報告日：令和4年13月3日

【委員長】 早川 達也

【活動内容】 (令和3年10月1日～令和4年9月30日迄)

1. 委員会開催日および議事内容

活動無し

2. 報告内容

活動無し

一般社団法人 日本航空医療学会

【夜間飛行に関する委員会（仮）】

報告日：令和4年12月3日

【委員長】 早川 達也

【活動内容】（令和3年10月1日～令和4年9月30日迄）

1. 委員会開催日および議事内容

活動無し

2. 報告内容

現在、ドクターヘリ運航会社宛、担当地域の夜間対応可否の現状（ex. 基地病院は対応可能か、地域内に夜間対応可能あるいは、簡便な改修で使用可能となる離発着場はあるか、等）についてのアンケート調査を準備中

HEM-Net「夜間運航に関する調査研究委員会」設置について

経緯：現在、我が国のドクターヘリは日の出から日没までを運航時間としており、夜間運航は一切行っていない。安全運航を第一としているからである。しかし、夜間においても当然のことながら緊急な対応を要する患者は発生する。そういうことから、数年前、3都県を除く全道府県へのドクターヘリ配備の目途が立った頃、ドクターヘリ推進議員連盟において夜間運航について検討すべきとの意見が出てきた。HEM-Netとしては、なお全都道府県への完全配備を優先してきたところであるが、未導入の3都県へもここ2年以内の導入の目途が立ったことから、ドクターヘリの質的向上の一つとして夜間運航を研究課題として取り上げることとする。

目的：ドクターヘリの夜間運航はスイスが長い経験を有しているが、我が国では経常的なヘリによる夜間運航は消防防災ヘリや自衛隊ヘリによって数都県で行われているに過ぎない。そうした中であって、静岡県においては平成20年度にドクターヘリによる夜間運航について、総務省消防庁においては平成19年度から20年度にかけて消防防災ヘリによる夜間運航(365日・24時間運航)について、それぞれ研究が行われている。また、全航連では平成30年に厚生労働省の検討会において課題を発表している。

そこで、こうした先行する研究の成果や、現に我が国で実施されている夜間運航の実態、また、スイスにおける経験や実態等を踏まえ、HEM-Netとして調査研究委員会を設置し、ドクターヘリによる夜間運航を実施するに当たっての問題点を整理することとしたい。なお、我が国と同様日中の運航を原則としてきたドイツにおいて一部の地域でドクターヘリの夜間運航が行われているが、如何なる理由によって夜間運航を始めたのか、大変興味深いところであり、現地視察を行う必要があるものと考えらる。

研究母体：

名称：夜間運航に関する調査研究委員会

構成：

委員長：篠田理事長

副委員長：鷺坂理事

委員：

○ 夜間運航を行っている県から

・ 長崎県→離島→海上自衛隊→高山隼人医師

(長崎大学病院地域医療支援センター長)

・ 鳥根県→県西部及び隠岐→防災ヘリ→県消防総務課長(?)

運航会社(?)

○ 日本航空医療学会から

・ 早川達也医師(聖隷三方原病院高度救命救急センター長)

○ 全航連から

・ 辻康二(全日本航空事業連合会ドクターヘリ分科会委員長)

オブザーバー：小濱副理事長

資料：

- ・ 「消防防災ヘリの効果的な活用に関する検討会報告書」(平成21年3月)
- ・ 静岡県の研究
- ・ 全航連の研究

議事録 最終

20221125 作成（各委員からの加筆修正等をいただいたものです。）

作成者；荻野隆光

固定翼機による救急搬送検討委員会

Web 会議

開催日；2022年10月6日

参加者；

委員長；荻野 隆光 川崎医療福祉大学

委員；今 明秀 八戸市立市民病院

奈良 理 手稲溪仁会病院

宮脇 博基 航空自衛隊

三井 俊男 中日本航空株式会社

面高 真理男 レオナルド社

オブザーバー；

中谷齊人朗 エアロファシリティ株式会社 航空機事業部

平井克弥 中日本航空 東京支社 航空営業部長

議事録

1これまでのデータ集積状況

宮脇委員から自衛隊のデータ追加の報告があった。（添付資料あり）

自衛隊のデータに関する質問があった。

Q1 .地域によって、使用されている航空機が違うか。

小笠原では、US1, US2,P3C,P1 が主流である。

沖縄では、LR2,U125A が主流である

北海道では、U125A, LR2 が主流である。

隠岐島では、C2 が主流である。

Q2.コロナ患者の搬送はあるか。

沖縄では、中等症、軽症の搬送が主であった。

2 三井委員から、Medical Wing の最近の実績報告あり（添付資料あり）。

令和2年は、19件

令和3年は、15件

研究運航（脊損患者搬送、バクトランスファー等含む）を含めると、令和2年は49件あったとのこと。令和3年は31件あったとのこと。

コロナの影響で、令和2、3年の搬送件数は減少傾向であった。

Q4. Medical Wing での、緊急搬送はあるか。

準緊急例の搬送はある。基本的には、ある程度安定した患者の搬送が主体である。

Q5. 自衛隊機による洋上救急活動についての質問；

洋上の航海中の船舶内で発生した救急患者の搬送はあるか。

US1での搬送あり？

US2での搬送はあるか？

上記に関連して、委員からの意見；洋上船舶で発生した救急患者の搬送は、島嶼からの患者搬送（主に病院間搬送）とは分けて、登録した方がいいのではないか。

3. AW609 (tilt rotor 機)の開発の進捗状況を面高委員より報告された。

この機体の開発進捗状況は、8割方できている
AW609の機能等については、資料参照のこと

Q6. AW609への質問と回答

現在、3機、稼働して、試験運航中とのこと

機体には、9名搭乗可能

EMS使用では、1ストレッチャー、4名スタッフ搭乗可能

ヘリよりは高高度飛行可能

航続距離 900km

機体重量 8トン

巡航速度 500km/h

内部の空間は、狭いかも

内部スペースはスーパーピューマ程度

ストレッチャーの機内への出し入れはどのようにするのか

→後日、その写真を提示してもらった。(資料あり。参照のこと)

4. 中谷さんの紹介

今後、オブザーバーとして参加希望あり

ヘリポート作成会社(エアロファシリティィー)として協力できることがあればしていきたい

5. Medical wing について

北海道での活動状況を奈良先生から報告された。

6. NPO 法人 日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク

Japan Critical Care wing Network(JCCN)設立についての報告が、荻野委員長よりあった。(添付資料あり)

Q7. この法人に、本委員会で収集したデータを情報提供するかどうか、この委員の中で検討していただきたいと、荻野委員長より発言あり。

宮脇委員から、自衛隊のデータについては、公表をしていいか検討させて欲しいとのことであった。

→宮脇委員からの回答を待って、再度検討することとした。

Q8. JCCN への質問あり

その運営の収入源は？

Medical Wing との関わり方はどうなるか？

北海道のような僻地医療の航空機のニーズにどのように対応できるのか。

などの質問あり。以上の質問には、この委員会では回答できないので、JCCNに委員として参加している、奈良委員、荻野委員長がJCCNの次回会議に持っていき、検討していただくこととした。

7. 今後のこの分科会の活動について

以下、今委員から提案があった。

① Medical wing を支援していく

Medical wing の活動が、北海道だけでなく日本国内でもっと使いやすくするために、日本航空医療学会がそのバックアップできないか検討してもらう。

② AW609 の活用について検討する

この機体のメリットを学会でアピールして、国内でのその活用方法を検討してはどうか。

例; 災害時の活用

この機体の適応を明確にする(適応の標準化指針作る?)

長距離搬送のオプションになるか検討する。

中谷 オブザーバーからの意見; 使用できるヘリポート(8トンの重量に耐えられるヘリポート)の情報共有が必要ではないか

8. 他の委員からの意見；

1. ドクターヘリと固定翼機の使い分けを明確にする必要があるのでは
2. それができるなら、両者の有効利用できる地域がある
北海道、沖縄、隠岐島等である
3. 小型機は天候の影響受けやすい？
CH47 は？
C2 隠岐島で活用？
ヘリと固定翼の連携が必要？ 小笠原

9. その他

災害時の固定翼機の運用について

その適応を標準化できないか

長距離搬送に固定翼機を使用する基準を明確にする

他の搬送手段と比較して、固定翼機使用のオプションを明確にする

民間機と自衛隊機の使用の適応等の違いを明確にしてはどうか

以上

5/28総会 参加者（予定）

氏名	所属
大津 欣也	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター理事長
五十嵐 隆	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター理事長
松宮 護郎	一般社団法人 日本循環器学会（千葉大学心臓血管外科）
大友 康裕	一般社団法人 日本救急医学会（東京医科歯科大学救急医学）
進藤 孝洋	一般社団法人 日本小児循環器学会（国立成育医療研究センター循環器科）
荻野 隆光	一般社団法人 日本航空医療学会
岡田 広	日本小児科学会(松戸市立総合医療センター小児医療センター小児集中治療科副部長)
ご依頼中	公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
ご依頼中	北海道航空医療ネットワーク研究会
齋藤佳克	日本胸部外科学会(東北大学病院心臓血管外科教授)
岡田 真人	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
國松 孝次	認定NPO法人 救急ヘリ病院ネットワーク
福嶋 教偉	学校法人 金蘭会千里金蘭大学

設立趣意書

1. 趣旨

我が国でも重症呼吸・循環不全に対する集学的治療の進歩は著しく、大動脈バルーンポンピング（IABP）、Extracorporeal Membrane Oxygenator (ECMO)、補助人工心臓（VAD）[経皮的補助人工心臓（IMPELLA）を含む]などの機械的循環補助を含む集学的治療の、救命率や治療後の予後・QOL は著しく向上しました。しかし、このような治療は大都市に限定され、それらの地域以外の重症呼吸・循環不全患者は、高度な専門的治療を受けられないのが、我が国の現状です。特に小児の重症呼吸・循環不全患者において、これらの集学的治療を受けられるのは、さらにごく一部の大都市でしか受けられていません。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延を経験し、現状のままでは、新興ウイルス感染症が地域で感染拡大するとその地域の医療崩壊を招くことも明らかになりました。

このような現状で、重症呼吸・循環不全患者が国内で公平に医療を受けるためには、人工呼吸器や上述の ECMO をはじめとする機械的循環補助を装着した患者を、地域から高度医療施設に空路で搬送するための医療技術を開発するとともに、広域医療搬送を可能にするようなネットワークを構築することが、喫緊の課題と思います。また、引き続いて医療が必要な場合には、紹介元への back transfer まで考えたネットワークを作ることが、患者と家族の QOL を考慮した治療体系であると考えます。

そこでこのたび、重症患者の迅速な搬送・治療に繋げる「救命のための予防線」となるような日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（Japan Critical Care Jet Network：略称 JCCN）の設立が必須と考えられ、JCCN 設立に向けて、以下の事業を行う必要があると考えます。

- (1) 固定翼機を用いた、超重症患者搬送、集中治療継続患者後方搬送、災害時患者搬送、帰省搬送、臓器移植時の患者・臓器の搬送を円滑にするための病院・医療機関のネットワークの組成
- (2) 固定翼機による患者搬送に関する法的枠組みの研究と推進
- (3) 病院・医療機関、固定翼機運航者、資金給付者の間の合意形成による医療用ジェット機の利用促進
- (4) 医療用ジェット機及び関連施設の仕様・装備、運航等の実用化基準の作成
- (5) 前項の基準を利用した医療用ジェット機による患者搬送の取り扱い基準の作成
- (6) 救命救急活動業務
- (7) 重症患者搬送に関わる医療チームの仲介及び教育研修

そこで、当団体は、国内全域で、地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする人に対し、固定翼機を活用し、医師を含む医療チームによる継続的医療のもと、高度・専門医療機関へ計画的に搬送するための重症患者ジェット機搬送体制を確立し、運営体制の整備を行い、国民医療の問題解決と救命率向上に寄

与することを目的として設立することになりました

2. 申請に至るまでの経緯

国内では、『北海道の新たな医療再生計画』の中で、2010年度に実施された国内初の医療優先固定翼機による1か月間の運航が実施され、3年間の患者搬送運航事業が実施されています。しかし、その他の地域では、我が国の人工呼吸器や機械的循環補助を装着した重症患者の広域医療搬送についてのガイドライン等は未整備であるため、重症患者の搬送が必要となった場合に、搬送元や搬送先での自主的な取り決めにて実施されてきました。2020年頃から重症患者の広域医療搬送の関わってきた医療者が上記趣旨のもと幅広い活動を続け、2022年2月に関係学会・団体が連携して日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（Japan Critical Care wing Network: JCCN）準備委員会として発足しました。同年6月にJCCN委員会を発足し、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得することにより現在の活動基盤をさらに充実させるため、検討を進め、法人化問題に関する本格的な検討に着手し、NPO法人化の申請に向け、定款や事業計画等の準備を開始することを決定いたしました。さらに、同年7月には設立準備委員会を発足するとともに、特定非営利活動法人日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（Japan Critical Care wing Network: JCCN）設立を決議し、今次の申請に至ったものです。

令和4年7月4日

特定非営利活動法人	日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク（Japan Critical Care wing Network: JCCN）
設立代表者	大阪市天王寺区上本町9丁目4-5-304
氏名	福 篤 教 偉 ㊞

NPO 法人 日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク

Japan Critical Care wing Network (JCCN)

定款

[令和4年6月29日制定]

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、日本重症患者ジェット機搬送ネットワーク (Japan Critical Care wing Network: JCCN) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府吹田市岸部新町 6-1 国立研究開発法人 国立循環器病センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内全域で、地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする人に対し、固定翼機を活用し、医師を含む医療チームによる継続的医療のもと、高度・専門医療機関へ計画的に搬送するための重症患者ジェット機搬送体制を確立し、運営体制の整備を行い、国民医療の問題解決と救命率向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の掲げる種類の特定非営利活動を行う

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 固定翼機を用いた、超重症患者搬送、集中治療継続患者後方搬送、災害時患者搬送、帰省搬送、臓器移植時の患者・臓器の搬送を円滑にするための病院・医療機関のネットワークの組成
- (2) 固定翼機による患者搬送に関する法的枠組みの研究と推進
- (3) 病院・医療機関、固定翼機運航者、資金給付者との合意形成による医療用ジェット機の利用促進
- (4) 医療用ジェット機及び関連施設の仕様・装備、運航等の実用化基準の作成

(5) 前項の基準を利用した医療用ジェット機による患者搬送の取り扱い基準の作成

(6) 救命救急活動業務

(7) 重症患者搬送に関わる医療チームの仲介及び教育研修

2 前項第7号に掲げる事業は、前項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、前項に掲げる事業に充てるものとする

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利法人活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人、団体及び個人

(2) 賛助会員 この法人の目的或いは事業に賛助するために入会した正会員以外の法人・団体及び個人

(入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

この法人の目的に賛同して入会した病院、医療機関及び医療用ジェット機運航・資金給付を行う事業体、またはこれらを支援する法人、団体あるいは個人であること。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費の額は総会において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく3年以上会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、設立の目的に反する行為をしたとき。

(抛 出 金 品 の 不 返 還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役 員 の 種 類 及 び 定 数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。
- 3 理事及び監事の人数は第1項の定数の範囲内において理事会にてこれを定める

(選 任 等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期 等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠 員 補 充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬 等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることとする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員・委員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 この法人に顧問若干名を置くことができるものとする。また、特定事項につき調査研究等を行うため必要があるときは、研究員を置き、又は委員会を設置することができる。

3 職員は、理事長が任免する。

4 顧問、研究員及び委員会の委員は、理事長が委嘱する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定 足 数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表 決 権 等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による議決)

第38条 理事長は、緊急を要する場合であって、第34条第3項による通知を行う暇がないときは、その事由及び審議事項を記載した書面等を理事に送付し、当該審議事項に関し議決を行うよう求めることができる

- 2 第36条及び前条第2項の規定は、前項の議事に準用する。

(表 決 権 等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数（書面等表決者にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資 産 の 構 成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資 産 の 区 分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資 産 の 管 理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会 計 の 原 則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会 計 の 区 分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事 業 計 画 及 び 予 算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫 定 予 算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予 備 費 の 設 定 及 び 使 用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予 算 の 追 加 及 び 更 正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事 業 報 告 及 び 決 算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 この法人の会計については、一般会計のほか必要により特別会計を設けることができる。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事 業 年 度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(臨 機 の 措 置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定 款 の 変 更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残 余 財 産 の 帰 属)

第55条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合 併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公 告 の 方 法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

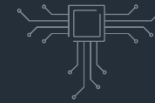
理 事 長	福 嶋 教 偉
副理事長	大 津 欣 也
理 事	岡 田 眞 人
監 事	大 久 保 通 方
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 7 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 7 月 31 日までとする。



Leonardo Helicopters

AW609 Update

October 2022



Electronics



Helicopters



Aircraft



Cyber &
Security



Space



Unmanned
Systems



Aerostructures

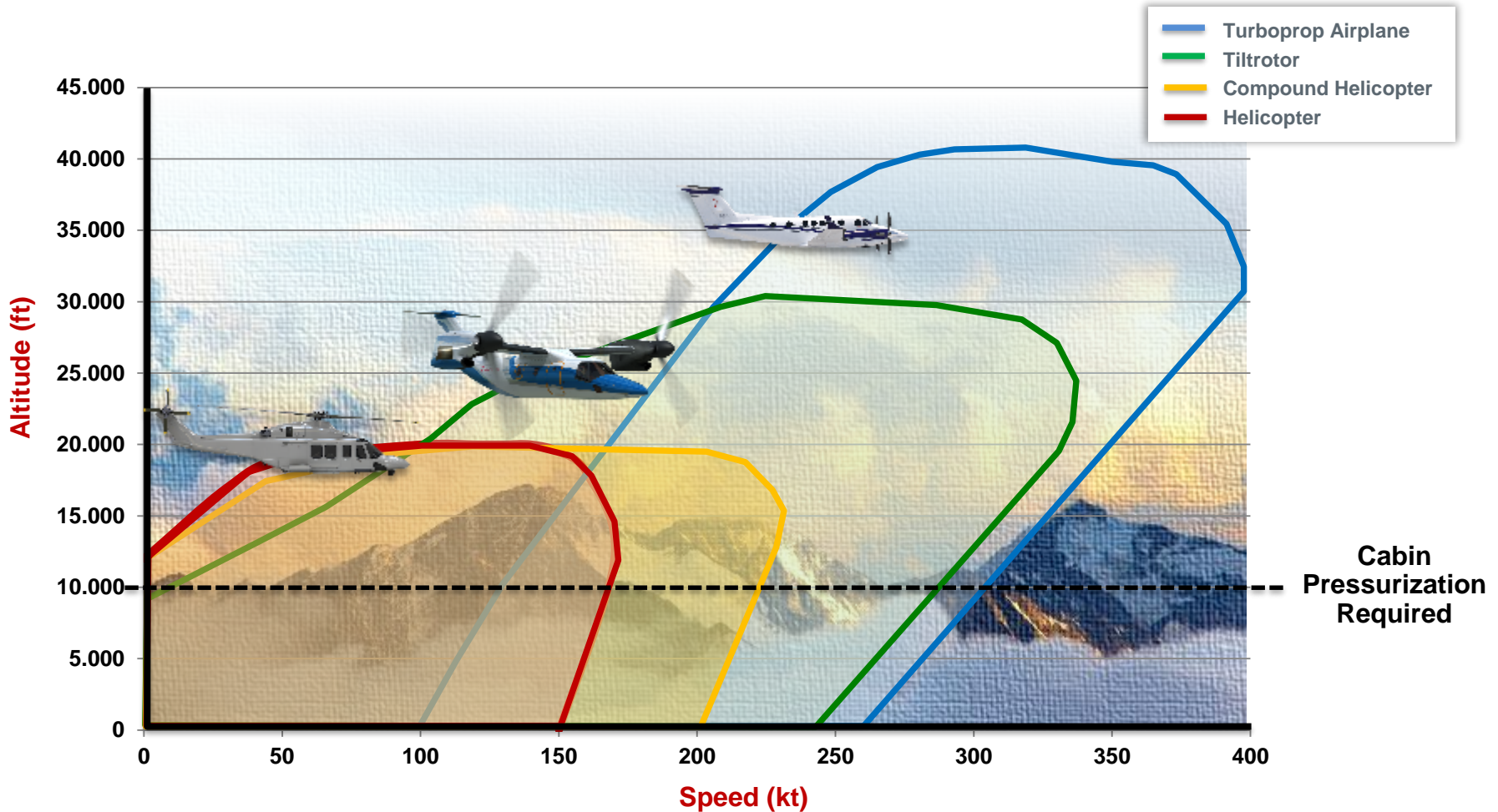
Introducing the AW609

- > The AW609 combines the speed, range and comfort of an airplane with the convenience and flexibility of a helicopter

AW609
TILTROTOR



Tiltrotor Flight Envelope Advantage



Tiltrotor technology is a step change in performance, enabling fixed wing speeds, altitudes and ranges with V/STOL capability.



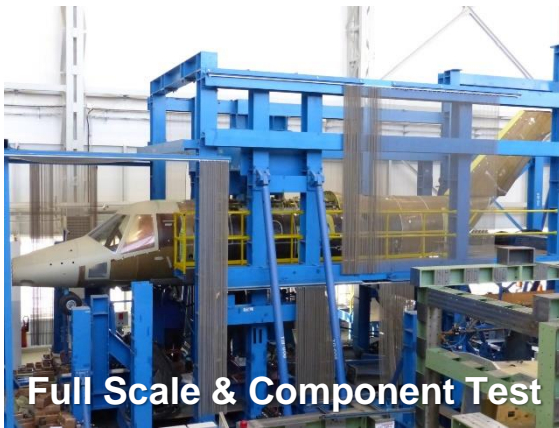
Outstanding Standard Features

- Composite pressurized fuselage with seating for up to 9 passengers
- Fully digital, triple redundant fly-by-wire flight control system
- Full ice protection system for flight into known icing conditions
- Twin PT6C-67A engines
- OEI and autorotation capable
- FAA Transport Cat design standards
- Collins Pro Line Fusion avionics
- Triple redundant hydraulic and electrical systems



Program Overview

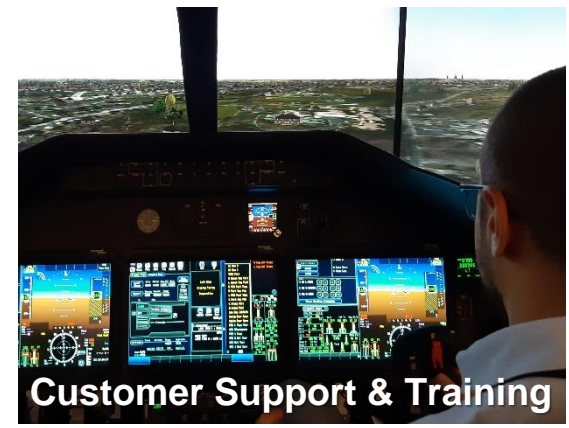
Three Prototypes with over 1,800 hours and climbing...



Full Scale & Component Test



Final Assembly

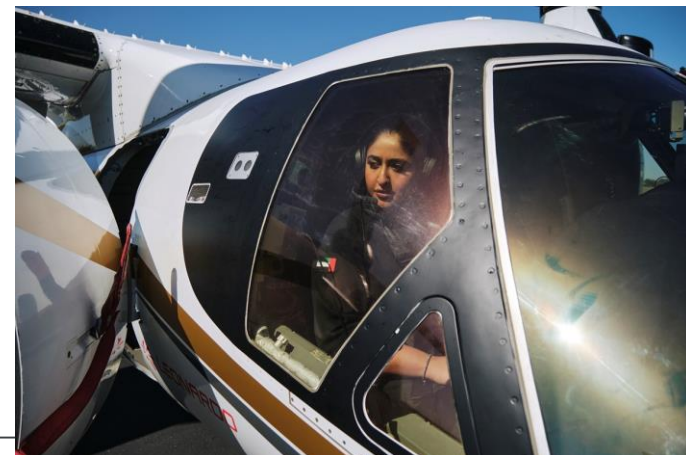


Customer Support & Training



AW609 Recent Highlights

- ✓ Training Academy opened, AW609 content below
 - ✓ Full Flight Simulator
 - ✓ Virtual Enhanced Training Device
 - ✓ Maintenance Training Bays
- ✓ Tilt Axis and Proprotor gearbox loss of lube tested
- ✓ New final assembly building
- ✓ First production aircraft completion
- ✓ Ferry flight (ITL-UAE) Expo Dubai & Dubai Air Show,
Jesolo Air Show
- ✓ Demo flights



AW609 Characteristics



Weight (MGW)

18,000 lbs / 8 tonnes

Useful Load

Over 6,000 lbs / 2,721 kgs

Accommodation

2 crew + 9 passengers

Max Cruise Speed

270 kts / 510 km/h

Maximum Range

700nm / 1,389 km standard fuel

1,000 nm / 1,852 km w/ aux fuel

Service Ceiling (ISA)

25,000 ft / 7,620 m

HIGE (ISA)

10,000 ft / 3,048 m

HOGE (ISA)

6,000 ft / 1,828m



Missions

Energy Services



VIP



EMS



Search & Rescue

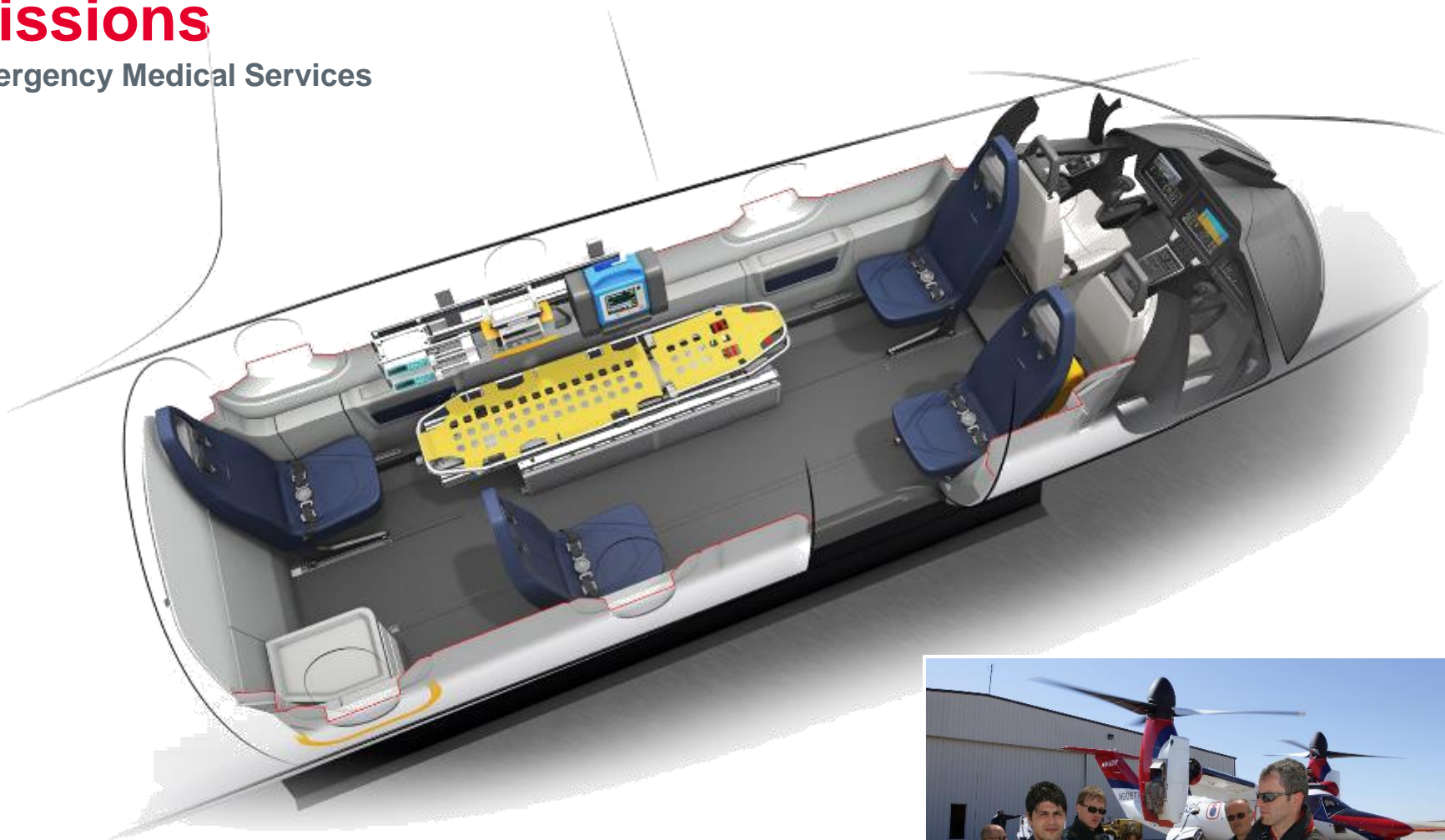


Executive Transport



Missions

Emergency Medical Services



- Faster: High speed enables quicker patient rescues
- Further: Long range reduces movements during organ transfers
- Higher: Smooth pressurized cruise flight enables a higher level of life saving care to be administered on-board the aircraft.



EMS Mission

Greatly Expanded Radius of Action

1. Short Take-off

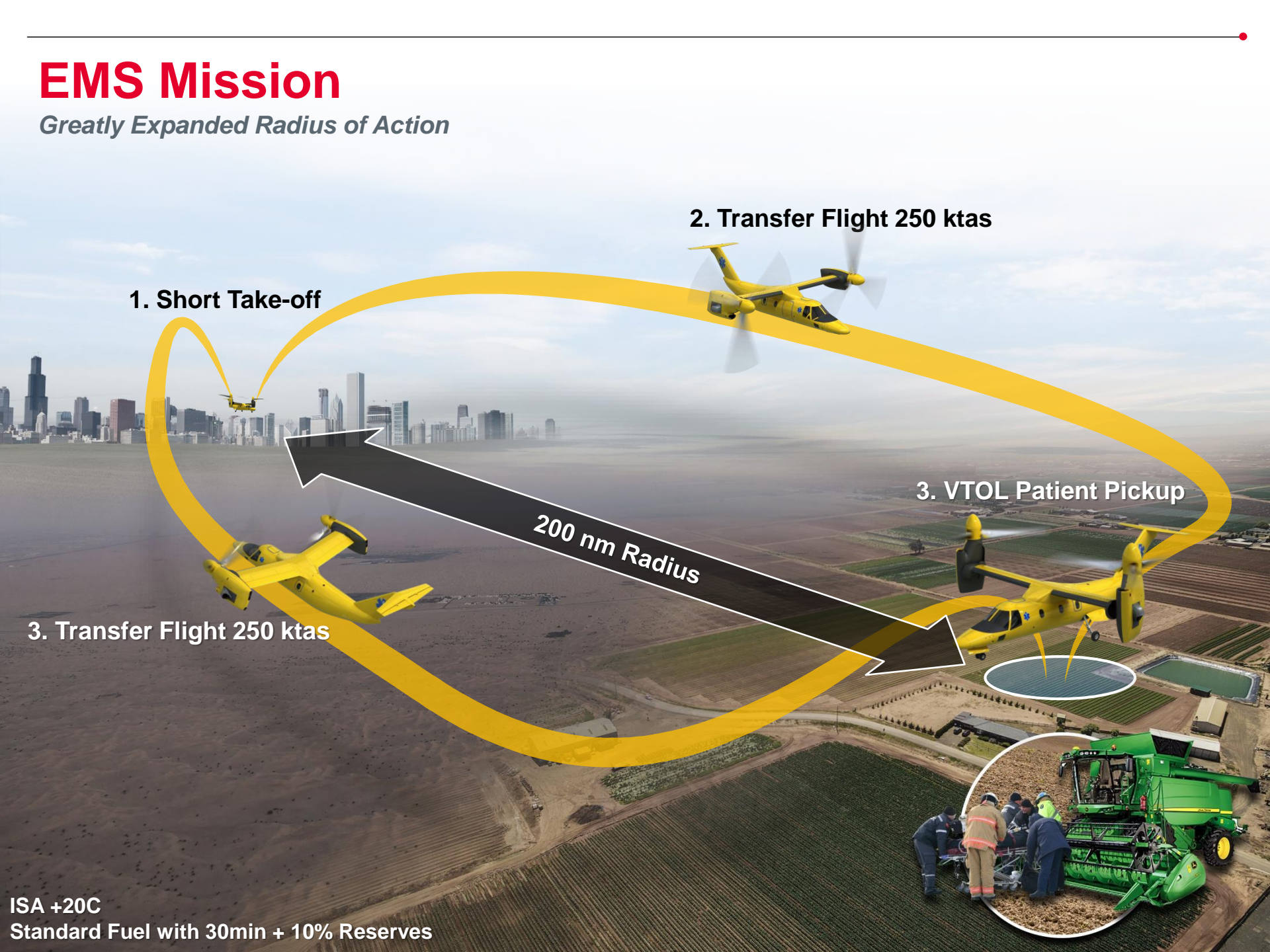
2. Transfer Flight 250 ktas

3. VTOL Patient Pickup

3. Transfer Flight 250 ktas

200 nm Radius

ISA +20C
Standard Fuel with 30min + 10% Reserves



AW609 Benefits Over Traditional HEMS

- Reduced time to hospitals via higher airspeeds
- Longer range enables flight to specialized medical centers and not just the closest hospital
 - 4 x coverage area within the first 60 minutes after injury
 - Transforms long range point of injury EMS in undeveloped regions
 - Reduces patient loading/unloading cycles compared to mixed fleets
- Increases the level of onboard patient care
 - Quiet, low vibratory cabin
 - Sea level cabin pressure capable at 13,500ft
 - Better treatment for patients with cranial, lung, gastrointestinal and heart issues
- Streamlines organ transfer
 - Fastest means for the entire medical team to travel for time limited organ collection/installation period



EMS Mixed Fleet Comparison

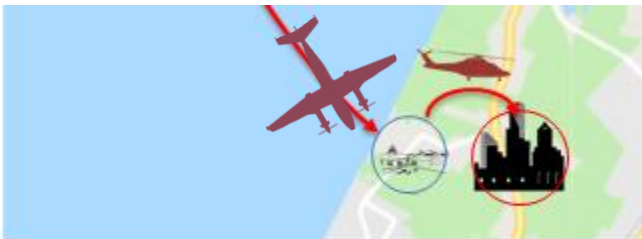
- Urgent patient transfer from orphanage to top metropolitan children hospital
- Patient to be accompanied by two medics to perform stabilization during transfer
- Orphanage closest airport: 120 km
- Orphanage to Metro hospital: 630 km
- Metro Airport to Hospital: 12 km



EMS Mixed Fleet Comparison

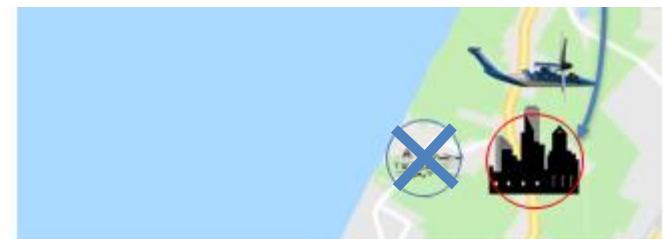
Standard Solution:

- Helicopter Airport to Orphanage
- Helicopter Orphanage to Airport
- King Air Airport to Airport
- Helicopter Airport to Hospital



AW609 Solution:

- Tiltrotor Airport to Orphanage
- Tiltrotor Orphanage to Hospital



EMS Mission Fleet Summary

	Standard Solution	AW609 Solution
Total Mission Time:	4h 20m	2h 15m
Patient Airborne Time:	3h 35m	1h 40m
Patient Load/Unload:	6	2
Fuel Burned:	2,203 lbs	2,025 lbs
Aircraft:	3	1

Assumptions:

- 2 Medics & 1 Patient
- 135 kts S-76 Ground Speed
- 240 kts B350 Block Speed
- Does not include warm up time for either aircraft
- 6.7lbs/gal fuel density

Assumptions:

- 2 Medics & 1 Patient
- 900 lb EMS kit on top of basic configuration
- Does not include warm up time for either aircraft
- 6.7lbs/gal fuel density





THANK YOU
FOR YOUR ATTENTION

leonardo.com



固定翼機による救急患者搬送件数（2015-2021）

	2015年(H27年)	2016年(H28年)	2017年(H29年)	2018年(H30年)	2019年(H31年,R1年)
A航空会社	4	4	22	31	63
			(内メディカルウイング 21例)	(内メディカルウイング 30例)	(内メディカルウイング 27例、HAMN研究運 航 35例)
B航空会社	1	0	1	2	2
自衛隊（陸海空含 む）	96	76	55	63	72
全日空(ANA)	データ保管なし	データ保管なし	59	70	46
海上保安庁	5	12	26	9	9

令和4年12月3日

ドクターヘリ連絡調整委員会・ドクターヘリ連絡調整協議会

ドクターヘリ連絡調整協議会 会長 猪口 貞樹
ドクターヘリ連絡調整委員会 委員長 北村 伸哉

■ドクターヘリ連絡調整委員会

日時：令和4年10月27日(木)16時～18時

配信拠点：東京都中野区中野2-2-3 株式会社へるす出版内 (web開催)

【議事】

1. 委員会名簿について
2. 厚労省からの情報提供
3. ヘムネットからの情報提供
4. 災害時のDH運用手順について
5. 基地病院連絡体制(各基地病院の連絡担当者と実務担当者)
6. 全航連からのドクターヘリ・インシデント共有情報
7. ドクターヘリインシデント/アクシデントレジストリ入力状況
8. 航空医療関係の厚労省科学研究について
9. レジストリについて
10. 東京都ドクターヘリ、香川県ドクターヘリ活動報告

■ドクターヘリ連絡調整協議会

日時：令和4年12月4日(日)17:55～19:25

会場：ウェブにて開催

【協議内容】

1. 厚労省からの情報提供
2. (仮)ヘムネットの活動について
3. 災害時のDH運用手順について
4. 基地病院連絡体制(各基地病院の連絡担当者と実務担当者)
5. 全航連からのドクターヘリ・インシデント共有情報
6. ドクターヘリインシデント/アクシデントレジストリ入力状況
7. 航空医療関係の厚労省科学研究について
8. JSASRの進捗状況と登録状況および今後の計画

以上

令和4年12月3日

厚生労働省、ドクターヘリ従事者研修について

ドクターヘリ研修委員会 委員長 早川 達也

1. 令和3年度 ドクターヘリ従事者研修(報告)

●アドバンスコース

- 1)開催日時:令和3年11月28日(日)
- 2)開催方法:ウェブ
- 3)参加者数:40名(内訳=医師17名、看護師22名、CS1名)

●基礎コース

- 1)開催日時:令和4年2月27日(日)
- 2)開催方法:ウェブ
- 3)参加者数:64名(内訳=医師26名、看護師34名、整備士1名、操縦士2名、CS1名)

2. 令和4年度(アドバンスコース、基礎コース)ドクターヘリ従事者研修(予定)

●アドバンスコース

- 1)開催日時:令和4年12月18日(日)
- 2)開催場所:AP品川アネックス(東京都)
- 3)定員数:50名

●基礎コース

- 1)開催日時:令和5年2月26日(日)
- 2)開催場所:あいち航空ミュージアム(愛知県)
- 3)定員数:40名

以上

医政発0401第82号
令和4年4月1日

一般社団法人日本航空医療学会
理事長 猪口 貞樹 殿

支出負担行為担当官
厚生労働省医政局長



ドクターヘリ症例データ収集調査分析業務の委託契約の締結について

標記について、別添のとおり委託契約を締結したので契約書を送付する。

第30回日本航空医療学会総会報告

齋藤孝次

現在釧路での開催を予定しておりますが、北海道は新型コロナ感染が7,000名を超え、過去最大となっております。

来年11月のことなので、予測は不可能ですが感染状況によっては、WEB方式に変更せざるを得ない状況の可能性も視野に入れております。

ご理解のほど宜しくお願い致します。

医政発0907第7号
令和4年9月7日

一般社団法人日本航空医療学会
理事長 猪口 貞樹 殿

支出負担行為担当官
厚生労働省医政局長



ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業の委託契約の締結について

標記について、別添のとおり委託契約を締結したので契約書を送付する。

都道府県番号	都道府県名称	地区番号	地区名称	施設番号	施設名称
01	北海道	011	北海道道央	0111	手稲溪仁会病院
01	北海道	012	北海道道北	0121	旭川赤十字病院
01	北海道	013	北海道道東	0131	市立釧路総合病院
01	北海道	013	北海道道東	0132	社会医療法人孝仁会 釧路孝仁会記念病院
01	北海道	014	北海道南部	0141	市立函館病院
02	青森県	021	青森県北部	0211	八戸市立市民病院
02	青森県	022	青森県東部	0221	青森県立中央病院
03	岩手県	031	岩手県	0311	岩手医科大学附属病院
04	宮城県	041	宮城県	0411	東北大学病院
04	宮城県	041	宮城県	0412	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
05	秋田県	051	秋田県	0511	秋田赤十字病院
06	山形県	061	山形県	0611	山形県立中央病院
07	福島県	071	福島県	0711	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
08	茨城県	081	茨城県	0811	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
08	茨城県	081	茨城県	0812	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 茨城県済生会水戸済生会総合病院
09	栃木県	091	栃木県	0911	獨協医科大学病院
10	群馬県	101	群馬県	1011	前橋赤十字病院
11	埼玉県	111	埼玉県	1111	埼玉医科大学 総合医療センター
12	千葉県	121	千葉県北部	1211	日本医科大学千葉北総病院
12	千葉県	122	千葉県南部	1221	国保直営総合病院 君津中央病院
13	東京都	131	東京都	1311	杏林大学医学部付属病院
14	神奈川県	141	神奈川県	1411	東海大学医学部付属病院
15	新潟県	151	新潟県東部	1511	新潟大学医歯学総合病院
15	新潟県	152	新潟県	1521	長岡赤十字病院
16	富山県	161	富山県	1611	富山県立中央病院
17	石川県	171	石川県	1711	石川県立中央病院
18	福井県	181	福井県	1811	福井県立病院
19	山梨県	191	山梨県	1911	山梨県立中央病院
20	長野県	201	長野県東部	2011	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター
20	長野県	202	長野県西部	2021	国立大学法人 信州大学医学部附属病院
21	岐阜県	211	岐阜県	2111	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院
22	静岡県	221	静岡県西部	2211	総合病院聖隷三方原病院
22	静岡県	222	静岡県東部	2221	順天堂大学医学部附属静岡病院
23	愛知県	231	愛知県	2311	愛知医科大学病院
24	三重県	241	三重県	2411	国立大学法人三重大学医学部附属病院
24	三重県	241	三重県	2412	伊勢赤十字病院
25	滋賀県	251	滋賀県	2511	社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院
27	大阪府	271	大阪府	2711	大阪大学医学部附属病院
28	兵庫県	281	兵庫県北部	2811	公立豊岡病院組合立豊岡病院
28	兵庫県	282	兵庫県南部	2821	兵庫県立加古川医療センター
28	兵庫県	282	兵庫県南部	2822	製鉄記念広畑病院
29	奈良県	291	奈良県	2911	奈良県立医科大学(南奈良総合医療センター)
30	和歌山県	301	和歌山県	3011	和歌山県立医科大学附属病院
31	鳥取県	311	鳥取県	3111	鳥取大学医学部附属病院
32	島根県	321	島根県	3211	島根県立中央病院
33	岡山県	331	岡山県	3311	川崎医科大学附属病院
34	広島県	341	広島県	3411	広島大学病院
35	山口県	351	山口県	3511	山口大学医学部附属病院
36	徳島県	361	徳島県	3611	徳島県立中央病院
37	香川県	371	香川県	3711	香川県立中央病院
37	香川県	371	香川県	3712	香川大学医学部附属病院
38	愛媛県	381	愛媛県	3811	愛媛県立中央病院
39	高知県	391	高知県	3911	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
40	福岡県	401	福岡県	4011	久留米大学病院
41	佐賀県	411	佐賀県	4111	佐賀大学医学部附属病院
41	佐賀県	411	佐賀県	4112	佐賀県医療センター好生館
42	長崎県	421	長崎県	4211	独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター
43	熊本県	431	熊本県	4311	熊本赤十字病院
44	大分県	441	大分県	4411	大分大学医学部附属病院
45	宮崎県	451	宮崎県	4511	宮崎大学医学部附属病院
46	鹿児島県	461	鹿児島県1	4611	鹿児島市立病院
46	鹿児島県	462	鹿児島県2	4621	県立 大島病院
47	沖縄県	471	沖縄県	4711	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院